



アジア太平洋地域に おけるサステナビリティ 報告の進化

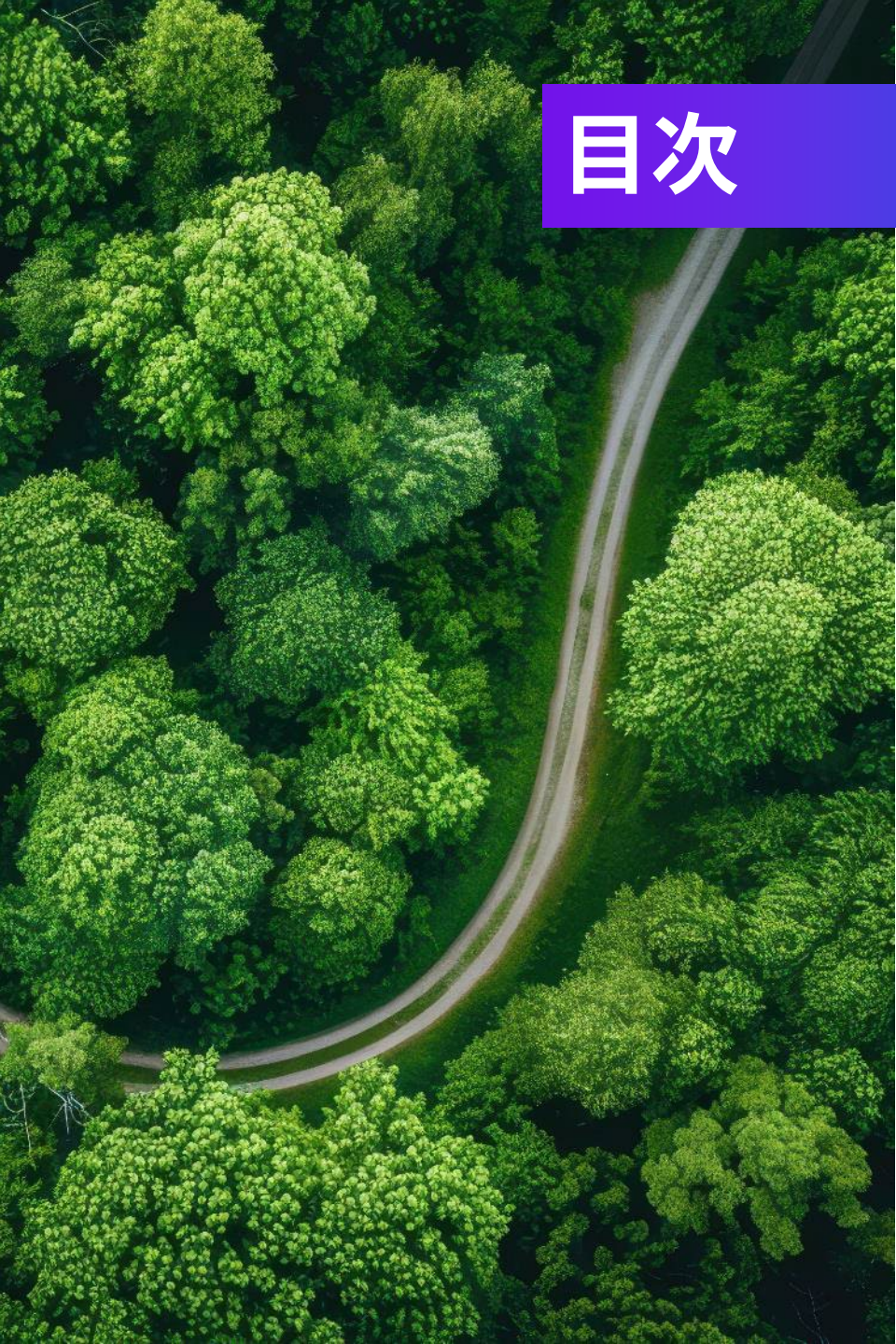


地平線の彼方へ

—

2024年11月





目次

03

序文

04

アジア太平洋地域リーダーからの
メッセージ

06

エグゼクティブサマリー

07

用語集

08

グローバルESG報告フレームワーク

10

マーケットインサイト

38

関連レポート

39

問合せ先および謝意

序文

世界全体のESG規制環境が目まぐるしく変化するなかで、私どもは、すべての企業にESG報告規制の下での自社の報告義務の有無を確認するよう助言しています。

ESG報告に関する議論は、欧州における企業サステナビリティ報告指令（CSRD）の制定を受けて始まり、その後、EUタクソノミーや企業サステナビリティ・デューデリジェンス指令（CSDDD）といった他のEU規則についての議論も行われています。とはいえ、ことESG報告に関して、現時点でCSRDが最も重要な規則といえます。

欧州以外では、米国のSEC気候規則（SEC Climate Rule）やカリフォルニア州気候情報開示法、中国のサステナビリティ報告ガイドラインなどについて議論が行われています。グローバルな視点で見ると、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）基準があり、私どもは、世界のさまざまな国でこの基準が採用されたり、採用が検討されたりしているのを目の当たりにしてきました。

現時点で、CSRDは、報告義務や報告に関する保証取得義務を課す形で、欧州企業のみならずグローバル企業や多国籍企業にも適用され、これらの企業に影響を与えています。CSRD規則は、欧州連合（EU）域内で事業を営む企業を対象としたもので、EU域内に本社を置く企業だけでなく、EU域外に本社を置く企業の子会社にも適用されます。その対象となるのは合計5万のEU企業で、そのうち1万社はEU域外に本社があり、その多くは米国、カナダおよびアジアの主要経済国に拠点を置いています。

ESG報告の要件と準備状況の評価

KPMGは、EU域内および非EU域内を問わず、CSRDに基づき2024会計年度に関する最初の報告書を2025年に公表する義務を負っているさまざまな企業に関して、その報告の準備を支援してきました。しかし、KPMGの分析によると、多くの企業では、主にデータ不足や社内プロセスの不備により、CSRDの開示要件に準じた報告の準備が進んでいないことが明らかになりました。

KPMGは近々、グローバルESG報告調査の結果を発表する予定です。KPMGは、EMEA（欧州・中東・アフリカ）、南北アメリカおよびアジア太平洋地域の500社超の企業に対し、ESGに関する準備状況やESG報告要件の導入・実施の方法などについてインタビューを行いました。その主な調査結果は以下のとおりです。

- ・ 非財務情報の位置付けの変化：これまで、ほとんどの企業がサステナビリティレポートを個別に作成してきましたが、現在は、CSRDによりそれをマネジメントレポートの一部に含めることが求められています。
- ・ ESG報告フレームワークのグローバルスタンダード化：これまで、企業はGRIやTCFD提言のような自主的フレームワークに従っていましたが、今や、CSRD、EUタクソノミー、ISSB™基準、CSDDDなどの規則がグローバルスタンダードになりつつあります。
- ・ ESG情報の開示を妨げる主な要因：世界の企業の多くは、主な問題としてデータ不足を挙げ、そのほかにESGデータ作成のための人員や予算などのリソース不足、機密情報漏洩の懸念といった問題もあることを示しました。

私どもは、2025会計年度に関して2026年に報告する義務を負う企業に対し、ただちに規制要件の検討を始めるよう強く推奨します。準備状況と充足すべき要件を純粋に評価する作業には、多くの時間とリソースが必要になります。



Jan-Hendrik Gnändiger

KPMGインターナショナル
ESGレポーティンググローバルリード

評価から実施へ

現行のESG報告規制が自社に与える影響を体系的に評価することが、その後の規制導入の基盤となります。評価には次の内容を含めるべきです。

スコーピング：非財務報告の対象となる事業体と、その報告に関して依拠すべきESGフレームワークを確立します。

報告事業体：非EU企業は、どの子会社がESG報告書の作成と開示を主導すべきかを明確にするため、CSRDの国内法制化について理解する必要があります。

ガバナンス：新たな非財務報告要件を導入するには、さまざまなステークホルダーの関与と貢献が必要になります。ESG情報開示担当部署を決定する必要があります。

内部統制：ESG報告書は保証人による限定的保証を必要とするため、企業は非財務に関する内部統制システムを構築・監視することが推奨されます。

規制の更新とガイダンスの監視：企業のESG報告システムは、報告機関による規制文書の明確化に伴い、随時調整・更新する必要があります。

報告ツール：AI機能を活用して非財務報告プロセスをサポートし、効率性と正確性を高めます。

先を見据えて：サイロ化された環境で作業すると、コンプライアンスエラーのリスクが高まる可能性があります。そのため、ベンチマークデータや市場慣行、該当分野の専門家からのガイダンスに注意を払ってください。

ESG報告の将来に備える

アジア太平洋地域が発展するなかで、経済成長とESGへの取組みを組み合わせることで、長期的成功と持続可能な発展が確実なものになります。

アジア太平洋地域において環境・社会・ガバナンス（ESG）への配慮の重要性が高まりつつあることに焦点を当てた本報告書をお届けできることを嬉しく思います。

企業の責任と透明性に関する世界の動向と期待により、アジア太平洋地域におけるESGの重要性が増しています。世界各地の企業と同様、アジア太平洋地域の企業も、競争力維持のために国際的なESG基準との整合が必要であることを認識しています。さらに、投資家は、サステナビリティ課題への取組みが長期的な成功に不可欠であるという現実を認識し、ESGを強力に実践している企業を見極めることにますます重点を置くようになっていきます。

この2つの要因が相まって、ESG報告は、企業が国際的な投資を呼び込み、経済全体の安定に貢献するための基礎となっています。企業は、より効果的なリスク管理報告を通じて機会を特定し、戦略をより適切に事業実績と整合させ、より迅速に価値創造に向けて前進するよう努めています。

ESGイニシアチブは、アジア太平洋地域の環境問題と社会問題に取り組むうえで重要な役割を果たします。多くの国で人口の高密度化や急速な工業化が進んでいるため、アジア太平洋地域では特に環境問題が懸念されています。大気汚染や水質汚染、森林伐採、温室効果ガス排出などの課題については、早急な対応が求められています。アジア太平洋地域が発展を続けるなかで、これらの課題を放置すれば状況が悪化するかもしれませんが、企業と政府は、持続可能な資源管理や汚染削減戦略を通じて大きく前進することが可能となります。

環境問題に加えて、アジア太平洋地域は所得格差、脆弱な労働権、医療や教育へのアクセスの制限といった社会的課題を抱えています。公正な労働慣行、コミュニティ開発、包括的成長を促進することにより、ステークホルダーは、これらの体系的問題への取組みを開始することができ、アジア太平洋地域はその潜在能力を最大限に発揮することができます。

アジア太平洋地域における持続可能な発展、経済成長、社会的進歩の達成はもちろん可能ですが、それが可能になるのは、企業が自社の事業戦略や実務の中にESGへの配慮を組み込み、それを推し進め始めた場合に限られます。懸案事項は多々ありますが、私どもの取組みは、アジア太平洋地域のより公平で、環境に配慮した、豊かな未来に貢献するものとなります。

本報告書がESGの実務家や専門家にとって貴重なリソースとなり、十分な情報に基づく意思決定を可能にし、アジア太平洋地域に好ましい変化をもたらすことを願っています。



Dong-Seok Derek, Lee

KPMG アジア太平洋地域
ESGヘッド
パートナー

アジア太平洋地域における報告の向かう先

アジア太平洋地域ではさらなる気候関連規制の導入が進んでおり、サステナビリティ報告の基準や慣行を企業が取り込む動きが加速しています。

2015年のパリ協定によりサステナビリティがグローバル・アジェンダの最前線に躍り出て以来、利益だけでなく地球を優先する新たな気候の枠組みに向けた動きが加速しています。

気候危機、競争激化、「通常のビジネス」を脅かす社会問題の増加という喫緊の課題に直面するなかで、産業界、金融、および広範なサステナビリティ報告システムにおけるビジネスパラダイムは完全に変化しました。

今、私たちは、導入の初期段階を超え、新たな気候関連規制の時代に移行しつつあります。2023年6月にISSBがIFRS S1号およびS2号を公表したことにより、産業界は大きな節目を迎えました。このサステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項は、現在では企業のESG報告のグローバルスタンダードとして広く受け入れられています。これらの基準は、環境および社会への配慮の範囲を広げ、企業価値を定義する財務的要因にも対処するものです。

世界の主要な規制フレームワークが先導するなかで、アジア太平洋地域はより断片的で企業にとって困難な状況を呈しています。それでも、変化は起きています。多くの国でISSB基準の導入が進んでおり、またカーボンプライシングのように、企業の財務業績に直接影響を与えるような政策が推進されています。

アジア太平洋地域の多くの企業は、報告基準に整合した信頼性の高い報告システムの構築に取り組んでおり、その信頼性を高めるために第三者保証を求めています。強制的な規制がない場合でも、自主的な情報開示が着実に増えており、サステナビリティ報告システムは年々成熟しています。

国レベルで規制の進化が続くなかで、アジア太平洋地域全体の多様な規制環境について理解を深めることは有用です。その第一歩として、企業は各々の業界における多様な環境問題や社会問題を包括的に理解し、それらがどのようにステークホルダーの期待と整合しているかを把握する必要があります。そうして初めて、自社の業務においてこれらの問題にどう対処するかを戦略化し、適切な指標とベンチマークを用いてそれらを報告できるようになります。

将来的には、さらなる変化が起ころうとしています。企業のサステナビリティ報告の透明性と信頼性を高めるため、サステナビリティ報告を法制化し、その保証を促すための取組みが進んでいます。長期的には、こうした取組みにより、ガバナンス基準や実務者のより広範なエコシステムを確立することができます。

2023年12月、KPMGは、アジア太平洋地域におけるサステナビリティ報告の規制とガイドラインの進化を理解するうえで役立つ報告書を発行しました。KPMGの調査が示すように、アジア太平洋地域のサステナビリティ報告システムの継続的進化には各マーケット固有の経済的・社会的条件が反映されており、多様な状況が生み出されています。

ここに、各法域における最近の動きを盛り込み、保証に関する最新動向を追加した改訂版をお届けします。本報告書が、アジア太平洋地域の各法域におけるサステナビリティ報告の現状や国際的な動向との整合性、今後の方向性について理解を深めるうえでお役に立てれば幸いです。



勢志 恭一

KPMGアジア太平洋地域
ESGレポーティングリーダー
パートナー



Jeong Hwan Hwang

KPMGアジア太平洋地域
ESGレポーティングリーダー
パートナー

エグゼクティブサマリー

サステナビリティと 保証規制への機運の 高まり



アジア太平洋地域全体でサステナビリティ報告に関する規制導入の勢いが増し、ますます多くのマーケットにおいて、自社の事業活動における環境面および社会面の影響に関し、企業は法令による情報開示の要請に直面しています。

ESG情報の開示が義務化された場合、より信頼性の高い開示情報が要求され、その保証を得るための準備が必要になります。新たな報告規制は、サステナビリティ報告に対する保証を義務付け、開示情報の信頼性を確保するという強力な取組みと相まって行われようとしています。

また、開示の完全性を高めるため、サステナビリティ報告に関連する内部統制システムを含むガバナンス体制の強化が不可欠になります。

サステナビリティ 報告のトピック および実務の拡大



サステナビリティ関連の開示は、環境面のみならず社会的影響のような他の領域や、バリューチェーン全体の考慮も包含するよう拡大しています。

企業は、責任ある報告を確実に行うため、上流および下流の事業に関連するサステナビリティ課題についてデューデリジェンスを実施する必要性が高まっています。アジア太平洋地域の各法域で新たに策定される規制や基準について、その解釈や実務を明確にする必要が生じる可能性があります。この地域は成熟しつつあるものの、企業にとって必要なのは、サステナビリティトピックの報告実務に関する最近の議論を把握することです。これらは、サステナビリティ報告の透明性を高める取組みと並行して行われるべきです。

コンプライアンスから コミュニケーション および価値創造へ



現在、アジア太平洋地域のさまざまな法域において、サステナビリティ関連の多様な情報開示要請が発表されており、この地域の規制環境がさらに細分化されています。これらの異なる要請は、特定の情報に対するステークホルダーの要求によるものであり、企業は、ステークホルダーのニーズや期待を十分に理解する必要があります。

企業は、サステナビリティ報告を、コンプライアンス上の単なるチェック作業ではなく、対処すべき経営課題として捉える必要があります。そのためには、開示内容に関するステークホルダーからのフィードバックを受け取り、これを経営改善に反映させるサイクルをつくらなければなりません。そうすることで、企業はサステナビリティ報告要請を、ステークホルダーとの戦略的なコミュニケーション手段および戦略策定手段として活用することができます。

用語集

CSRD

(Corporate Sustainability Reporting Directive)

企業サステナビリティ報告指令

ESRS

(European Sustainability Reporting Standards)

欧州サステナビリティ報告基準

GRI

(Global Reporting Initiative)

グローバル・レポーティング・イニシアチブ

IFRS

(International Financial Reporting Standards)

国際財務報告基準



ISSB

(International Sustainability Standards Board)

国際サステナビリティ基準審議会

SASB

(Sustainability Accounting Standards Board)

サステナビリティ会計基準審議会

SEC

(Securities and Exchange Commission)

米国証券取引委員会

TCFD

(Task Force on Climate-related Financial Disclosures)

気候関連財務情報開示タスクフォース

グローバルESG報告フレームワーク

ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）基準

ISSBは2023年6月に最初の基準を公表、2024年1月に発効しましたが、採択は各法域に委ねられています。

2021年11月にIFRS財団により設立されたISSBは、主に投資家や金融市場向けの、高品質なグローバルサステナビリティ開示基準の策定を目的にしています。ISSBは次の2つの基準を公表しました。IFRS S1号（サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項）およびS2号（気候関連開示）。これらは、ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標に沿ったものであり、TCFD提言のフレームワークと整合しています。IFRS®サステナビリティ開示基準の策定にあたっては、ISSBはSASB基準とTCFD提言を基にしているだけでなく、企業がSASBとTCFDに基づく現在の報告を継続できるように、それらの基準の国際的な適用可能性も強化しています。

SASB（サステナビリティ会計基準審議会）基準

2018年に公表されたSASB基準は、2022年8月以降、IFRS財団のリソースとなっています。SASB基準は、主に投資家や資金提供者向けに、企業のキャッシュフロー、資金調達へのアクセス、および資本コストに大きく影響するサステナビリティ課題に焦点を当てています。この基準は、77業種について、企業がサステナビリティ関連のリスクと機会を開示することを可能にしており、企業がこの重要情報を効率的に管理し、発信する助けとなっています。

GRI（グローバル・レポーティング・イニシアチブ）基準

GRIは、企業が責任ある環境慣行に従うことを確保すべく、2000年に初めてサステナビリティ報告基準を公表しました。その後、社会、経済およびガバナンス課題を取り扱うように拡大しました。GRIは共通基準、セクター別基準（石油・ガス、石炭、農業・養殖業・漁業等）、トピック別基準を提供しています。これらの基準は単に企業向けというだけでなく、投資家、政策立案者、資本市場および市民社会にも関係しています。それらは、財務マテリアリティとインパクトマテリアリティの双方を考慮した、ダブルマテリアリティ・アプローチを重視しています。

出典：各種公開資料を基にKPMGが作成



グローバルESG報告フレームワーク

TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言

2015年に金融安定理事会（FSB）により組織されたTCFDは、投資家や金融機関、保険会社が気候リスクを評価するうえで役立つ気候関連情報を企業が開示するよう勧告しました。TCFDは、ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標の4つの領域に焦点を当てています。また、マテリアリティ評価の対象となる戦略、指標と目標に関する情報開示も奨励しました。

2023ステータスレポートの公表（2023年10月12日）をもってTCFDはその任務を終え、解散しました。FSBはIFRS財団に対し、企業の気候関連開示の進捗状況のモニタリングを引き継ぐよう要請しました。

CSRD（企業サステナビリティ報告指令）

CSRDは他のEUのサステナブルファイナンス・イニシアチブやタクソノミー規則に整合するよう意図されています。CSRDの対象企業は、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）が策定した欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）に従って報告することが求められます。CSRDは、業種を問わない12のESRSにより、企業が財務面とインパクト面双方でマテリアリティを評価する、ダブルマテリアリティを重視しています。CSRDは開示に関する保証を要求しています。

国際統合報告<IR>フレームワーク

国際統合報告<IR>フレームワークの目的は、統合報告書に関する指導原則と内容要素を規定することです。このフレームワークは、組織の戦略、ガバナンス、実績および見通しが、短期・中期・長期の時間軸において、どのように価値の創造や保全、毀損につながるかを伝えるための構造的なアプローチを提供しています。

このフレームワークで定義されている統合報告書は、組織の外部環境を背景として、組織の戦略、ガバナンス、実績および見通しがどのように価値に影響を及ぼすかについて簡潔に説明した文書です。

このフレームワークは、組織の戦略の質や実績を評価するためのベンチマークを設定するものではなく、価値創造を評価するために必要な情報を特定することに焦点を当てています。

出典：各種公開資料を基にKPMGが作成



マーケットインサイト

オーストラリア

フィリピン

中国

シンガポール

香港 (SAR)*

韓国

インドネシア

台湾

日本

タイ

マレーシア

ベトナム

ニュージーランド

*中華人民共和国香港特別行政区 (SAR)



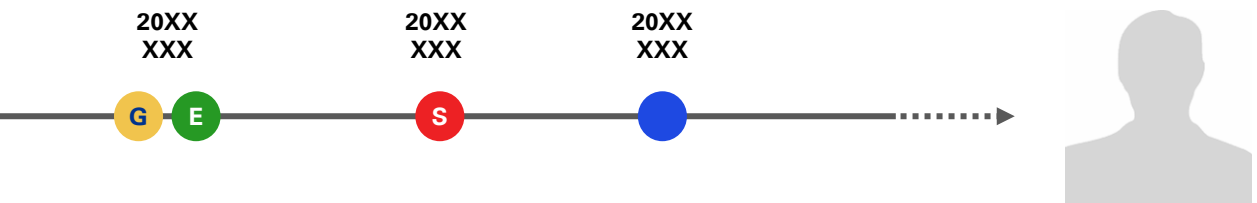
マーケットインサイト - 今後の展望

以降のページでは、アジア太平洋地域の13マーケットにおける、サステナビリティ報告フレームワークに関するインサイトを取り上げます。
各マーケットインサイトには次の内容が含まれます。

マーケット名

このセクションは、ESG報告の規制要件の歴史と将来の見通し（「進化（evolution）」）に焦点を当てたエグゼクティブサマリーを提供します。

マーケットリーダー



このセクションは、ESG報告の進化に関連する重要なマイルストーンやイベントを提供します（発表日ベース）。

ESG	タイプ	名称	詳細	範囲	発効	参照
G			このリストは、2024年8月時点における、より広範な影響を及ぼすと思われる主要な要件／ガイダンスを、その重要度や関連度の高い順に記載しています（網羅的ではありません）。			
E			「タイプ」欄は、それが必須開示（M）であるか任意開示（V）であることを示しています。			
S			「範囲」欄は、その適用対象が上場企業（L）か非上場企業（N）かを示しています。			
			「参照」欄は、ISSB基準／TCFD提言／SASB基準／GRI基準（ガイドライン）／証券取引所規則のいずれかを基としている場合に記載しています。			

ISSB基準の採用／適用

このセクションは、ISSB基準の採用／適用に関する現状（基準設定組織の創設など）を記載しています。

保証

このセクションは、保証に関する現状を記載しています。

注

- このセクションは該当する情報があれば提供します。

用語集

- このセクションは該当する情報があれば提供します。



オーストラリア

オーストラリアの環境、社会、ガバナンス（ESG）報告および開示へのアプローチはこれまで自主的なものでした。開示を選択する企業は、TCFDやGRIにより提供されたガイドラインを主に参照してきました。

最初の2つのIFRSサステナビリティ開示基準は、サステナビリティ報告に関するグローバルな基準を確立するというISSBの野心的目標においてきわめて重要な進展です。オーストラリアの現状についての概略は以下のとおりです。

オーストラリア財務省は、グローバルサステナビリティ基準に適応する取組みにおいて、「気候優先」のスタンスを選択しました。その焦点は主に気候変動の影響と、この重要な問題に関する企業の報告方法です。2024年9月に法案が可決され、2025年1月1日に開始する会計年度から、規模や排出量に応じて、3つのグループ（グループ1、2、3）に分けながら、向こう4年間で気候関連財務情報開示基準を段階的に適用することが義務付けられました。

また、2024年9月には、オーストラリア会計基準審議会（AASB）により、初のオーストラリアサステナビリティ報告基準（ASRS）が承認されました。この基準は以下の2つで構成されます。:

- ・ **AASB S1号** サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項—任意適用基準
- ・ **AASB S2号** 気候関連開示—特定の事業体に対して法律で強制適用が要求される基準

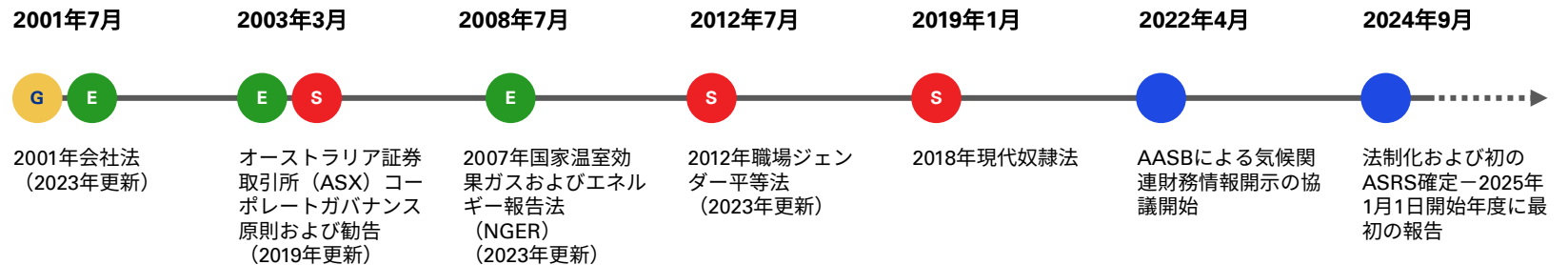
ASRSはIFRS S1号およびIFRS S2号と整合しています。AASB S1号は、任意適用基準であること以外、IFRS S1号との相違点はありません。AASB S2号とIFRS S2号の主な相違点は、AASB S2号には産業別指標（SASB基準）を考慮したり開示したりする義務はないことです。

法制化に伴い、AASB S1号（任意適用基準）とAASB S2号（強制適用基準）が2025年1月1日に発効します。これらの基準は営利企業と非営利企業の両方に適用されます。



Peter Trace

KPMGオーストラリア
ESGレポーティング、金融アドバイザリー、コンサルティング
パートナー



オーストラリア

ESG	タイプ	名称	詳細	範囲	発効	参照
E	M	2007年国家温室効果ガスおよびエネルギー報告法（改正版）	NGERスキームは、特定のオーストラリア企業による温室効果ガス（GHG）排出量、エネルギー消費およびエネルギー生産報告のための国内システムである。	L & N	2008年7月	-
G E S	M	ASX コーポレートガバナンス原則および勧告（第4版）	ASX コーポレートガバナンス原則および勧告は、ASX上場事業体に対して、良好なガバナンス成果を達成し、大半の状況における投資家の合理的な期待を満たす、推奨されるコーポレートガバナンス慣行を設定している。これらは「アブライ・オア・エクスプレイン」に基づいて義務付けられている。	L	2003年1月	TCFD
E	V	CPG229：気候変動金融リスク	最終CPG229は、銀行、保険会社、退職年金受託者の既存のリスク管理およびガバナンス慣行における気候関連リスクおよび機会を管理し、支援すべく設計されている。	L & N (金融機関)	2021年11月	TCFD
E	V	RG247：経営・財務レビューにおける効果的な開示（2019年8月更新）	この規制は、取締役報告における経営・財務レビュー（OFR）を作成する際に、取締役が株主やユニットホルダーに有用かつ有意義な情報を提供するためのガイダンスを提示している。サステナビリティを考慮に入れ2019年に更新された。	L	2013年3月	TCFD
S	M	2018年現代奴隷法	この法律は、報告を行う事業体およびそれらに所有されるもしくは支配されている事業体の運営およびサプライチェーンにおける現代奴隷のリスクを記述した現代奴隷に関する声明を、毎年内務省（Minister for Home Affairs）に提出することを求めている。	L & N	2019年1月	-
S	M	2012年職場ジェンダー平等法	この法律は、対象となる雇用主に、従業員の男女構成と対象雇用主の管理機関、男女間の平等賃金、雇用条件と慣行の可用性と利用について記載したジェンダー平等報告を毎年提出することを求めている。	L & N	2018年7月	-
E	V	ASIC Info Sheet 271 サステナビリティ関連商品を提供もしくは促進する際にグリーンウォッシングを避ける方法	運用ファンドの責任事業体、企業集団投資ピークル（CCIVs）のコーポレートディレクター、および登録可能なスーパーアニュエーション（退職年金）事業体の受託者（発行体）に、金融商品または投資戦略がどの程度環境に優しく、持続可能で倫理的であるかについての虚偽表示に関する情報を提供する。	L & N (金融機関)	2022年7月	TCFD
E	M & V	2001年会社法およびオーストラリアサステナビリティ報告基準	AASB S1号 サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項（任意適用）、およびAASB S2号 気候関連開示（強制適用）	L & N	2025年1月	ISSB（オーストラリア財務省およびAASB）

タイプ：必須開示（M）、任意開示（V） 範囲：上場企業（L）、非上場企業（N）

ISSB基準の採用／適用

- 以下で構成される最初のASRSが2024年9月に承認されました。
 - AASB S1号 サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項－任意適用基準
 - AASB S2号 気候関連開示－強制適用基準
- これらは共に**2025年1月1日に発効**し、営利企業と非営利企業の両方に適用されます。
- 大企業を対象に、AASB S2号（気候関連開示）の段階的適用を義務付ける連邦法案が2024年9月に最終化されました。

保証

- 法案には保証要件が含まれています。AUASBは、事業体が最初に対象となった時点で要件を限定的保証から合理的保証に段階的に変更する道筋を示し、最終的には2030年7月1日以降に開始する年度に行われるすべての気候関連開示を合理的保証の対象とすることを予定しています。2024年9月にこの道筋が示された公開草案が公表され、2024年12月に最終基準が公表される予定です。

注

- これまでに、オーストラリアの上場企業上位100社の多くが自主的にTCFD提言を採用してきました。
- オーストラリアには、SECの気候関連開示規則やESRSの採用計画はありませんが、オーストラリア企業のなかにはSECに上場している企業やEU域内で事業を行っている企業があり、これらの企業は報告義務の対象となります。

用語集

- AASB (Australian Accounting Standards Board)：オーストラリア会計基準審議会
- ASRS (Australian Sustainability Reporting Standards)：オーストラリアサステナビリティ報告基準
- AUASB (Australian Auditing & Assurance Standards Board)：オーストラリア監査・保証基準審議会
- ASX (Australian Securities Exchange Limited)：オーストラリア証券取引所
- NGER (National Greenhouse and Energy Reporting)：国家温室効果ガスおよびエネルギー報告

中国

2030年までに炭素排出ピークを達成し、2060年までにカーボンニュートラルを達成するという中国の目標は、ESGジャーニーにおける重要なマイルストーンとなっています。これらのターゲットは、企業の社会的責任とコーポレートガバナンスの強化に対する中国のコミットメントを反映するだけでなく、世界の気候変動対策への支援姿勢を示すものでもあります。ESGは中国の持続可能な発展を推進する長期的戦略となっていますが、その一方で中国企業によるESG報告はまだ初期段階にあります。さらに、規制要件は業種や政府機関にわたって細分化されています。

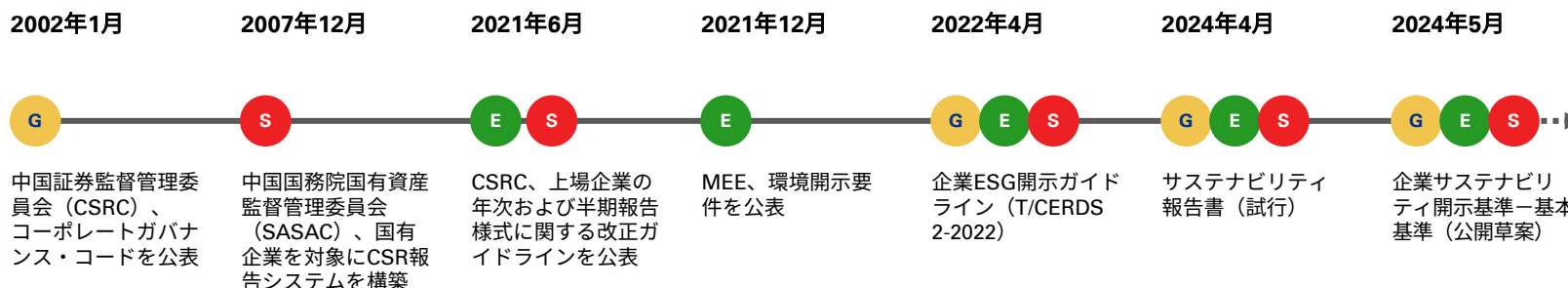
中華人民共和国生態環境部（MEE）は、2022年2月発効の企業環境情報法定開示管理弁法を公表し、2025年までに、より幅広い企業を対象とする強制的な環境情報開示システムが制定されます。大手上場企業は、2024年に公表された上海証券取引所、深圳証券取引所および北京証券取引所の上場規則に基づき、サステナビリティ報告書を毎年公表することを義務付けられています。

2024年に財政省は、IFRS S1号に大部分について整合した「企業サステナビリティ開示基準—基本基準」の公開草案（ED）を公表しました。この公開草案は、中国の全企業を対象とした包括的なサステナビリティ報告フレームワークの構築に向けたロードマップの第一歩となるものです。



Patrick Chu

KPMG中国
中国ESGレポーティング
および保証ヘッド
パートナー



ESG	タイプ	名称	詳細	範囲	発効	参照
	M	企業サステナビリティ開示基準－基本基準（公開草案）	公開草案によると、国のサステナビリティ開示基準システムは、基本基準、特定ガイドラインおよび適用ガイドラインで構成されている。基本基準には、サステナビリティ情報開示の原則や目標を含む全般的な要求事項が規定されている。	L & N	正式公表待ち	-
	M	上海証券取引所上場企業向け自主規制ガイドライン第14号：サステナビリティ報告書（試行） 深圳証券取引所上場企業向け自主規制ガイドライン第17号：サステナビリティ報告書（試行） 北京証券取引所上場企業向け継続監督ガイドライン第11号：サステナビリティ報告書（試行的実施目的）	これらのガイドラインは、対象となるA株上場大手企業のESG開示を義務付けている。これらのガイドラインは、中国の国情を考慮し、国際基準に規定されている適用可能な原則を組み込む形で策定されたものである。これらのガイドラインは、一連の指導原則、および「行動しなければならない」、「開示しなければならない」、「一定の条件に従って開示しなければならない」といった差別化されたアプローチを採用し、企業が持続可能な開発のコンセプトを事業開発戦略や業務管理活動に組み込む際の方向性を示している。	L	2024年5月	-
	M	企業環境情報法定開示管理弁法 (Measures for the Administration of Legal Disclosure of Enterprise Environmental Information)	MEEは、企業が法律および監督・管理活動に従い、企業による環境情報の開示に適用する「企業環境情報法定開示管理弁法」を公表した。	L & N	2022年2月	-
	M	上場企業向け年次および半期報告様式に関するガイドライン	CSRCは、上場企業向け年次および半期報告様式に関する改正ガイドラインを公表した。この報告には、現在、詳細な開示要件を伴う新セクションである「セクション5：環境と社会的責任」が含まれている。	L	2021年6月	-
	M	上海証券取引所上場企業向け自主規制ガイドライン第1号：標準的運営 深圳証券取引所上場企業向け自主規制ガイドライン第1号：上場企業の標準的運営	これらのガイドラインには、企業の社会的責任（CSR）開示のための具体的な規則が含まれている。メインボード上場企業への規制とガバナンスを強化することを目的としている。	L	2023年12月	-
	V	T/CERDS 2-2022：企業のESG開示のためのガイダンス	このガイドラインは、中国初の包括的開示基準であり、定性的・定量的開示の指標を含むESG開示およびコーポレートガバナンスのガイダンスとなっている。	L & N	2022年6月	-
	M	金融機関向け環境情報開示に関するガイドライン	このガイドラインは、金融機関の環境情報開示慣行を規制することを目的としており、次の4つのタイプの機関に適用される：商業銀行、資本運用機関、信託会社および保険会社。	L & N (金融機関)	2021年7月	-
	M	銀行・保険会社向けグリーンファイナンス・ガイドライン	このガイドラインは、銀行および保険会社に内部統制管理と情報開示を強化するよう命じている。銀行と保険会社は、グリーンファイナンス審査と評価システムを構築し、インセンティブと抑制手段を講じなければならない。	L & N (銀行 & 保険会社)	2022年6月	-
	V	中央企業保有の上場企業の質改善のための作業計画	この文書は、中央企業に、中国の特性に合わせたESG情報開示ルール、ESG実績評価、ESG投資ガイドラインの形成において積極的役割を果たすよう、奨励している。	L & N	2022年5月	-

タイプ：必須開示（M）、任意開示（V） 範囲：上場企業（L）、非上場企業（N）

ISSB基準の採用／適用

- IFRS財団と中国財務省は覚書（MoU）に署名し、IFRS財団の北京事務所が設立されました。2023年半ばに開設された北京事務所はアジアにおけるステークホルダー・エンゲージメントのハブとして機能しています。ISSB公開草案のコメント期間中、中国財務省と中国証券監督管理委員会は、レターを通じて異なるレベルのサポートを示しました。
- SSE、SZSEおよびBSEにより公表された「サステナビリティ報告書（試行）」における気候変動に関連する開示は、IFRS S2号（気候関連開示）の目的と整合しています。

保証

- 保証は強制されておらず、その取得が奨励されています。
- 「サステナビリティ報告書（試行）」は、保証を受けた場合、企業は保証機関の経験と資格、範囲、手順、方法と制限、意見と結論などを開示する必要があるとしています。

用語集

- CSRC (China Securities Regulatory Commission)：中国証券監督管理委員会
- MEE (Ministry of Ecology and Environment)：中華人民共和國生態環境部
- SASAC (State-owned Assets Supervision and Administration Commission)：中国国務院国有資産監督管理委員会
- SSE (Shanghai Stock Exchange)：上海証券取引所
- SZSE (Shenzhen Stock Exchange)：深圳証券取引所
- BSE (Beijing Stock Exchange)：北京証券取引所



香港 (SAR)

ESG報告をめぐる香港の状況はここ最近大きく変化し、これまで以上に透明性が重視され、企業の説明責任を求める声が高まっています。

2013年、香港証券取引所（HKEX）はサステナビリティ報告の自主的フレームワークを導入し、2016年に強制的義務となりました。このきわめて重要な変化は、HKEXが世界のベンチマークと期待に合致するというコミットメントを示すものでした。

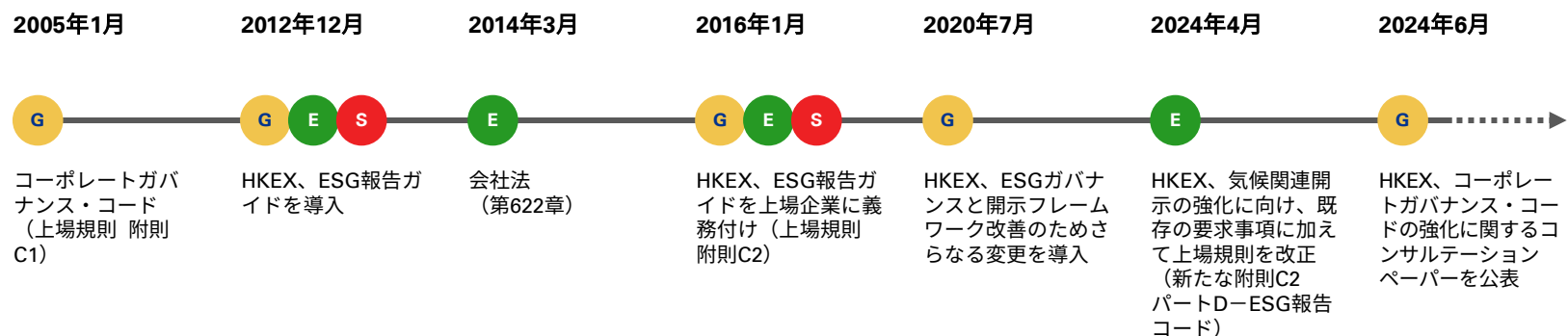
香港の規制が急速に進化する国際情勢に沿いつづけることを保証し、香港を国際的に主要なサステナブルファイナンスのハブとして位置付けるため、HKEXはその上場規則を一貫して見直し、強化してきました。2024年4月、HKEXは、IFRS S2号に可能な限り最大限に整合させつつ、ESG開示フレームワークの下で気候関連開示を強化するという提案に関する協議結果を公表しました。この気候関連開示の新たな要求事項は、2025年1月1日から段階的に実施され、HKEXの発行体は、開示義務が異なる3つの階層に区分されます。発行体は、IFRS S1号に規定された概念的基礎と全般的な要求事項に基づいて、気候関連開示の準備を行うことが期待されています。

HKEXによる気候情報開示要件強化の発表を受け、上場企業では、気候への影響についての検討を戦略計画に組み込むとともに、気候情報開示のための社内手順と体制を整えることが不可欠となります。



Irene Chu

KPMG中国
ESGアドバイザー
パートナー



ESG	タイプ	名称	詳細	範囲	発効	参照
G	M	コーポレートガバナンス・コードと関連する上場規則	コーポレートガバナンス（CG）コードは、良好なコーポレートガバナンスの原則を概説している。上場企業を対象に、上場規則はCG報告をその年次報告書に含めることを義務付けている。この報告は所定の情報に従って会社のコーポレートガバナンス慣行について詳述しなければならない。必須開示要件の不遵守は、上場規則違反とみなされる。	L	2005年7月	-
G E S	M	上場規則 - 附則C2：環境・社会・ガバナンスに関する報告ガイド	このESG報告ガイドは香港の上場企業に2016年に義務化された。30を越す特定のKPIが、「コンプライ・オア・エクスプレイン」ベースで報告されることになっている。	L	2016年1月	GRI TCFD
E	M	監督方針マニュアル GS-1：気候リスク管理	香港金融管理局（HKMA）の監督方針マニュアルの一部として、GS-1はすべての認証機関に適用されている。このマニュアルは、HKMAが銀行の気候リスク管理を検証する際のアプローチと期待事項を提示しているだけでなく、気候リスク管理の重要要素に関するガイダンスを銀行に提供している。	L & N （銀行含む認証機関）	2021年12月	TCFD
E	M	ファンドマネージャー行動規範（FMCC）	FMCCは、香港証券先物委員会（SFC）によりライセンスを得たもしくはそこに登録された、集団投資スキーム（CIS）や一任勘定の運用に従事する個人の行動ガイドラインを規定している。2021年、SFCはFMCCを改訂し、CISを監督するファンドマネージャーは、投資やリスク管理の意思決定にあたって気候リスクを織り込まねばならず、また、これを適切に開示しなければならないことを義務付けた。	L & N （集団投資スキームに従事するファンドマネージャー）	2022年11月	-
G E S	M	グリーンまたは環境、社会、ガバナンスファンドに関するSFC認可ユニットトラストおよびミューチュアルファンドの運用会社宛通達（Circular）	この通達は、投資プロセスに気候変動、グリーン、ESGやサステナビリティ要素を取り入れているSFC認可ファンドに向けて、ユニットトラスト、ミューチュアルファンド、投資連動型保証スキームや非上場仕組投資商品に対するSFCハンドブックの要件適用に関するSFCのガイドラインを概説している。	L & N （ESG ファンド）	2022年1月	-
E	M	HKEX上場規則附則C2/パートD	気候関連開示に関する新たな要求事項が、IFRS S2号と可能な限り最大限に整合する形で、附則C2パートDに規定されている。	L	2025年1月	ISSB

タイプ：必須開示（M）、任意開示（V） 範囲：上場企業（L）、非上場企業（N）

ISSB基準の採用／適用

- 2024年4月、HKEXは、ESG報告コードのパートDに記載のとおり、気候関連開示の強化に関する提案についての協議結果を公表しました。2025年1月1日に発効するこの新しい要求事項は、IFRS S2号に準拠して策定されたものです。発行体は、IFRS S1号に規定された概念的基礎と全般的な要求事項に基づき、気候関連開示の準備を行うことが期待されています。
- 円滑な移行を促進するため、HKEXは、
 - 段階的なアプローチを採用し、発行体を開示義務が異なる3つの階層に分類し、
 - これらの気候関連開示の準備に係る課題を克服するうえで、発行体を支援するための実施上の救済措置を提供しています。

保証

- 保証は強制されておらず、その取得が奨励されています。

用語集

- FMCC (Fund Manager Code of Conduct)：ファンドマネージャー行動規範
- HKEX (Hong Kong Exchanges and Clearing Limited)：香港証券取引所
- SFC (Securities and Futures Commission)：香港証券先物委員会



インドネシア

インドネシアのESG報告環境は、金融サービス庁（OJK）の規制下にある金融機関を含む上場企業と非公開企業の両方に対する規制によって形成されています。そのうちの有限責任会社に関する2007年法律第40号（2023年法律第6号により改正）および2012年法律第47号に基づくその実施規則では、年次報告書に社会的および環境的責任を組み込むことが要求されており、年次株主総会での承認が必要とされています。もうひとつの注目すべき規制として、2023年OJK規制No. 14があります。これは国の気候変動緩和の取組みに合致した炭素取引の枠組みを定めたものです。

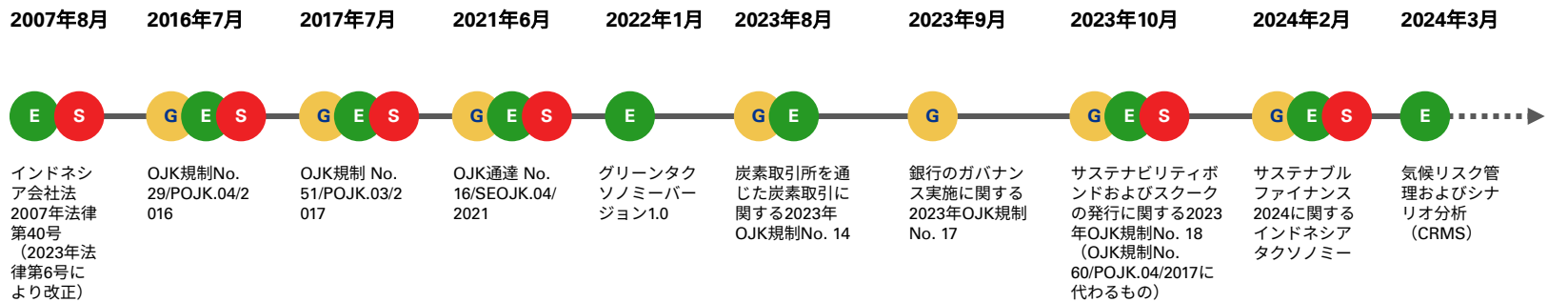
OJKのサステナブルファイナンス・ロードマップは、2014年にフェーズI、2021年にフェーズIIとしてそれぞれ導入されたものであり、いくつかの重要な規制の基礎となっています。これらには、サステナブルファイナンスの実行（OJK規制No. 51/POJK.03/2017）、サステナビリティボンドおよびスクーク（OJK規制No. 60/POJK.04/2017に代わる2023年OJK規制No. 18）、年次報告書の内容に関するガイドライン（OJK通達No. 16/SEOJK.04/2021）、商業銀行が年次ガバナンス実施報告書を発行する際の要求事項（2023年OJK規制No. 17）、2つのタクソノミー（グリーンタクソノミーバージョン1.0およびサステナブルファイナンス2024に関するインドネシアタクソノミー）、気候リスク管理シナリオ分析などが含まれています。

ESG報告に向けたインドネシアの規制フレームワークに関する本レポートは、主に、OJKから上場企業および非公開企業を対象として公表される規制に焦点を当てたものです。



Michael Horn

KPMGインドネシア
ESG アドバイザリー
パートナー



ESG	タイプ	名称	詳細	範囲	発効	参照
E S	M	2007年法律第40号（2023年法律第6号により改正）および2012年法律第47号に基づく実施規制	この法律は、社会的・環境的責任を年次報告書に含めることへの期待、およびそれが天然資源産業企業にとって必須である旨を簡潔に説明している。社会的・環境的責任の履行を怠った天然資源産業企業には制裁が課される可能性がある。	N (天然資源産業企業)	2007年 8月	-
G E S	M	OJK規制No. 29/POJK.04/2016	この規制の目的は、発行体または公開企業の年次報告書における情報の透明性を高めることにある。年次報告書には、経営分析・考察、企業のガバナンス、企業の社会的・環境的責任を盛り込まなければならない。取締役会または監査役（Commissioner）が年次報告書に署名しない場合は、その理由を書面で年次報告書に添付しなければならない。	L (金融機関、発行体、上場企業)	2016年 7月	証券 取引所
G E S	M	OJK規制No. 51/ POJK.03/2017	この規制は、金融機関、発行体、公開企業に対してサステナブルファイナンスの実施を強制するもので、サステナビリティ報告書およびサステナブルファイナンス5ヶ年行動計画を毎年公表し、毎年進捗状況を報告することを義務付けている。	L & N (金融機関、発行体、上場企業)	2017年 7月	証券 取引所
G E S E	M	OJK通達No. 16/SEOJK.04/2021	この通達は、年次報告書の形式および内容に関して、発行に際しての追加のテクニカル・ガイダンスを発行体や上場企業向けに提供するものである。	L & N (発行体および上場企業)	2021年 6月	証券 取引所
G E	V	グリーンタクソノミー バージョン 1.0	このタクソノミーは、インドネシアの銀行がKlasifikasi Baku Lapangan Usaha Indonesia（インドネシア標準産業分類）を用いて、インドネシアの高排出生産市場のさまざまなセクターおよびサブセクターを分類する手引きとなっている。	L & N (金融機関)	2022年 1月	証券 取引所
G E	M	2023年OJK規制No. 14	この規制は、炭素取引所を通じた炭素取引に関するガイドラインと参考資料を提供するものであり、金融サービス庁が規制と監督を行う際の参考となるものである。また、金融サービス庁および環境林業省（Ministry of Environment and Forestry）への炭素取引実績の報告を義務付けている。	N (炭素取引事業者)	2023年 8月	証券 取引所
G	M	2023年OJK規制No. 17	この規制は、健全な銀行経営の促進に向け、統合的リスク管理とコンプライアンスを支援することにより、銀行におけるガバナンス原則の適用を強化することを狙いとしたものである。この規制は、商業銀行に対し、毎年ガバナンス実施報告書を発行することを義務付けている。	L&N (商業銀行)	2023年 9月	証券 取引所
G E S	M	2023年OJK規制No. 18（OJK規制No. 60/POJK.04/2017の置き換え）	この規制は、環境および社会的サステナビリティの原則に沿った、サステナビリティボンドおよびスクーク発行のためのガイドラインを概説したもので、適用可能プロジェクトの基準、報告義務、認証プロセスを含んでいる。発行体は、資金使途、評価・選定プロセス、資金管理、定期報告に関する要求事項を遵守しなければならない。資金配分、活動への影響、事業の変更に関する年次報告書については、コンプライアンスと透明性を確保するため、外部の審査人によるレビューを受けなければならない。	L & N (発行体、およびサステナビリティ関連債券およびスクーク証券発行者)	2023年 10月	証券 取引所
G E S	V	サステナブルファイナンス2024に関するインドネシアタクソノミー	このタクソノミーは、環境・社会・経済的目標達成を支援する経済活動を分類したもので、インドネシアにおけるサステナブルファイナンスについての手引きとなるものである。持続可能なプロジェクトへの資本配分を強化し、インドネシアのネットゼロと気候へのコミットメントを支援するために、サステナブルファイナンスに関するASEANタクソノミー（ATSF）などのグローバルスタンダードと整合したものとなっている。	L & N (金融機関)	2024年 2月	証券 取引所
E	V	気候リスク管理およびシナリオ分析（「CRMS」）	このガイドラインは、気候リスクのフレームワーク、シナリオ、手法、データソースの標準化を狙いとしたもので、銀行が、気候変動が自らの業績や継続性に与える影響を測定する際に役立つ。このガイドラインは随時更新される文書（living document）であるため、世界の政策、業界のベストプラクティス、ステークホルダーの要望などを反映する形で定期的に改訂される。	L & N (金融機関)	2024年 3月	証券 取引所

タイプ：必須開示（M）、任意開示（V） 範囲：上場企業（L）、非上場企業（N）

ISSB基準の採用／適用

- OJKは年次報告内容に国際基準を採用するための基礎となる条項を設定しました。OJK通達No. 16/SEOJK.04/2021により、上場企業は必要な場合に国際基準を採用することが許容されており、年次報告で開示される情報の最低基準は拡大しました。
- 2023年11月27日、インドネシア勅許会計士協会（IAI）は、IAIサステナビリティ基準審議会（Dewan Standar Keberlanjutan IAI）とIAIサステナビリティ基準モニタリング審議会（Dewan Pemantau Standar Keberlanjutan）を設立しました。IAIは2024年8月中旬までに、さまざまなステークホルダーと多数の議論を重ね、IFRS S1号およびS2号に関する広報活動を実施しました。IAIは近い将来、インドネシアでのIFRS S1号およびS2号の採用に向けたロードマップを公表する予定です（出典：Berita IAI（iaiglobal.or.id））。

保証

- 現時点で、ESG 報告に関して保証を義務付ける要件はありません。

注

- 2021年法律第7号で炭素税が導入されたことにより、GHG排出量に関して、透明性が高く、環境規制に準拠した正確なESG報告を行う必要性が高まっています。炭素価格は1トンあたり最低3万ルピアに設定されています。ただし、炭素税の導入は追って通知があるまで見送られています。
- 2023年OJK規制No. 18でサステナブルファイナンス手段が概説されたことにより、発行体によるESG指標に関する報告の必要性が高まっています。

用語集

- IAI (Ikatan Akuntan Indonesia (Indonesian Institute of Chartered Accountants))：インドネシア勅許会計士協会
- OJK (Otoritas Jasa Keuangan (Financial Services Authority))：金融サービス庁



勢志 恭一

KPMGジャパン
サステナブルバリュー統轄事業部
パートナー

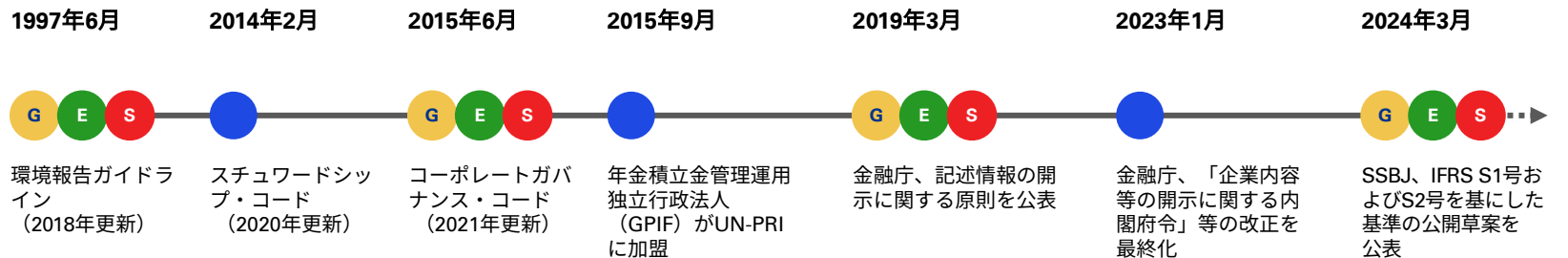
日本

1997年、環境庁（現 環境省）から「環境報告ガイドライン」が公表され、環境報告の開示が企業に奨励されました。また、GRI基準（GRIガイドライン）が導入されたことにより、報告様式は環境報告からサステナビリティ報告へと進化しました。その後、IIRCの「国際統合報告フレームワーク」や、経済産業省が2017年に公表した「価値協創ガイダンス」などのさまざまな取組みにより、日本企業の非財務情報開示の充実が図られてきました。

さらに、コーポレートガバナンス・コードの直近の改訂（2021年）により、東京証券取引所プライム市場およびスタンダード市場に上場する企業は、「コンプライ・オア・エクスプレイン」により、コーポレートガバナンス報告書においてサステナビリティ関連の取組みを開示することが要請されています。プライム市場上場企業は、気候変動関連の開示も要請されています。

加えて、2023年3月期の事業年度から、上場企業は、有価証券報告書の所定のセクションにサステナビリティ関連情報（人的資本投資に関連するものを含む）を記載することが要求されています。

その他の動きとして、2022年7月に設立されたサステナビリティ基準委員会（SSBJ）は、2025年3月より前に初の基準を公表する予定です。これらの基準は、IFRS S1号およびS2号の開示要求事項を基にして策定されるものです。さらに、金融庁（JFSA）は、SSBJ基準に従って作成されるサステナビリティ関連情報の報告要件や関連する保証要件について審議する委員会を設置しました。



ESG	タイプ	名称	詳細	範囲	発効	参照
G E S	M	SSBJが公表した、IFRS S1号およびS2号を基にした基準の公開草案（SSBJ）	SSBJは、以下の3つのサステナビリティ開示基準の公開草案を公表した。 1) サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用（案）」 2) テーマ別基準公開草案第1号「一般開示基準（案）」 3) テーマ別基準公開草案第2号「気候関連開示基準（案）」	L	未定	ISSB
G E S	M	「企業内容等の開示に関する内閣府令」等（JFSA）	有価証券報告書上の記述情報欄における記載事項が、内閣府令等により改正された。 この改訂は、主に「サステナビリティに関する企業の取組」に関する記載を義務付け、またコーポレートガバナンスに関する記載の充実を図るものである。	L (& N)	2023年1月	－
G E	M	コーポレートガバナンス・コード（東京証券取引所（TSE））	2021年改訂コードにおいて、補充原則3.1.3は以下を定めている。「上場会社は、経営戦略の開示にあたって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべきである。」「特に、プライム市場上場会社は、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、...TCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきである。」	L	2021年6月	TCFD
E	M	「地球温暖化対策の推進に関する法律」および「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」	「地球温暖化対策の推進に関する法律」は、温室効果ガスを大量に排出する者（特定排出者）に、自らの温室効果ガス排出量を算定し、国に報告することを義務付けている。エネルギー起源CO ₂ の報告に関しては、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づく定期報告書を用いた報告が認められている。	L & N	2006年4月	－
E	M	「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律」	化学物質排出移動量届出制度（PRTR）の対象とされる事業者は、第1種指定化学物質の排出量・移動量を把握し、それらを毎年国に報告する必要がある。対象とされる事業者は、業種、規模、年間に取扱う化学物質の量に基づいて選定される。	L & N	2001年4月	－
G E S	V	価値協創のための統合的開示・対話ガイダンス2.0（価値協創ガイダンス2.0）（経済産業省（METI））	このガイダンスは、企業固有の価値創造ストーリーを構築し、質の高い情報開示と対話に導くフレームワークである。伊藤レポート3.0は、このガイダンスについて、SX（サステナビリティトランスフォーメーション）を経営および投資家との対話に組み込むための「実践編」として取り扱うよう、提言している。	L & N	2022年8月	－

タイプ：必須開示（M）、任意開示（V） 範囲：上場企業（L）、非上場企業（N）

ISSB基準の採用／適用

- SSBJは、IFRS S1号およびS2号に整合した基準設定作業を進めています。将来的に有価証券報告書の開示要求事項に組み込まれることが予想されます。
- 金融庁において、いつ、どのような事業体にSSBJ基準の適用を求めるかについて審議が進められています。時価総額により適用時期と範囲を決定する段階的アプローチの採用が予想されます。
- SSBJは、2025年3月31日までに最終基準を公表することを目指しています。

保証

- 現在は、有価証券報告書で開示されるサステナビリティ関連情報は、保証要求の対象になっていません。しかし、規制当局は、上場企業に対するサステナビリティ報告要求と同様に保証要求を導入することについての審議を進めています。

注

- 統合報告書を発行する日本企業数は着実に増加しています。統合報告書を発行している企業の割合は、日経225インデックス企業の92%に達しています（出典：「日本の企業報告に関する調査2023」（KPMGジャパン））。
- 2023年2月、「GX実現に向けた基本方針」が閣議決定されました。この基本方針には、カーボンプライシングに係る政策の導入が盛り込まれています。2023年7月に閣議決定された「GX推進戦略」では、化石燃料輸入事業者等に、炭素に対する賦課金制度等の導入が提示されています。東京証券取引所は、2023年10月にカーボン・クレジット市場を創設しました。
- 政府はサステナブルファイナンスを促進する政策手段を実行しています。金融庁により運営されている「サステナブルファイナンス有識者会議」は、サステナブルファイナンスを推進するためのさまざまな施策を提言しています。

用語集

- JFSA (Japan Financial Services Agency)：金融庁
- SSBJ (Sustainability Standards Board of Japan)：サステナビリティ基準委員会



Oy Cheng Phang

KPMGマレーシア
サステナビリティアドバイザリー
ヘッド
パートナー

マレーシア

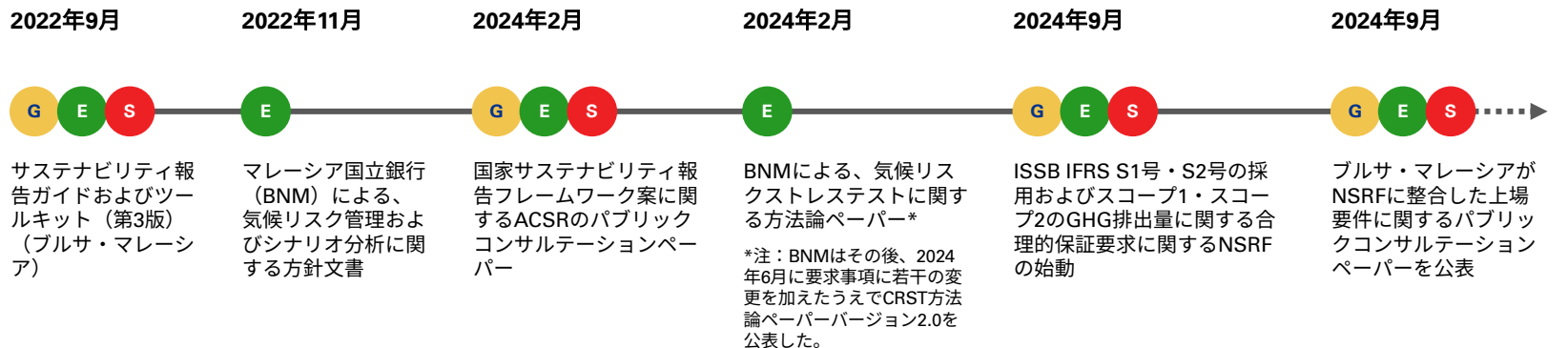
マレーシアのサステナビリティの状況については、特に気候変動に関し、ここ数年間で大きな進展がありました。

マレーシア証券取引所（ブルサ・マレーシア）は2022年9月より、上場発行体のサステナビリティの実践と開示の高度化に向けた取組みの一環として、上場要件に基づきサステナビリティ報告フレームワークを強化しました。その後、2022年11月にマレーシア国立銀行（BNM）も、金融機関向けに気候リスク管理およびシナリオ分析（CRMSA）に関する方針文書を公表しました。

ISSBによるIFRS S1号およびS2号の公表に先立ち、証券委員会（Securities Commission）は、国家サステナビリティ報告フレームワーク（NSRF）の開発に向け、財務省（Ministry of Finance）の是認のもと、2023年3月にサステナビリティ報告アドバイザリー委員会（ACSR）を設置しました。そのおよそ1年後の2024年2月、ACSRは、上場発行体および売上高20億リンギット以上の非上場大企業の両方を対象に、ISSB基準の採用ならびにスコープ1およびスコープ2の温室効果ガス排出量の保証要求に関する初のパブリックコンサルテーションペーパーを公表しました。

サステナビリティ報告基準採用の機運が高まるなか、BNMは、金融機関が気候リスクを定量化し、既存のリスク管理戦略を改良し、気候関連リスクの評価に関連する新たなストレステスト手法を模索できるようにするため、気候リスクストレステスト（CRST）に関する方法論ペーパー（Methodology Paper）を公表しました。

2024年9月にNSRFが始動しました。このフレームワークでは、ISSB IFRS S1号およびS2号の採用に関する推奨事項が示され、スコープ1およびスコープ2のGHG排出量について、段階的かつ発展的手法を通じた合理的保証の導入が求められています。それを踏まえ、ブルサ・マレーシアは、サステナビリティ報告フレームワークをNSRFと整合させることについて意見を求めるべく、パブリックコンサルテーションペーパーを公表しました。



ESG	タイプ	名称	詳細	範囲	発効	参照
G E S	M	国家サステナビリティ報告フレームワーク（NSRF） ブルサ・マレーシアによるNSRFに整合した上場要件改正に関するコンサルテーションペーパー	NSRFは、ISSBが公表するIFRS S1号およびS2号をマレーシア企業のサステナビリティ開示基準のベースラインとして使用すること（2025年1月1日以降に開始する年度から）、およびスコープ1およびスコープ2のGHG排出量に関する合理的保証（2027年1月1日以降に開始する年度から）を示している。 これは、ブルサ・マレーシアのメイン市場およびACE市場上場全企業、ならびに当会計年度に先立つ連続2会計年度の年間売上高が20億リンギット以上の非上場大企業（NLCos）に適用される。 ISSB IFRS S1号およびS2号の経過的適用に関する第一段階は、2025年1月1日以降に始まる報告年度に発効し、メイン市場上場企業（2024年12月31日現在の時価総額または2024年12月31日以降のメイン市場登録日の時価総額が20億リンギット以上の企業）に適用される。その後、2026年1月1日以降に報告年度が始まるその他のメイン市場上場発行体にも拡大される。続いて、ACE市場上場企業、および2027年1月1日以降に報告年度が始まり、年間売上高20億リンギット以上のその他の非上場企業にも拡大される予定である。	L & N （年間売上高20億リンギット以上）	2024年9月	ISSB
E	M	BNMによる、気候リスクストレステスト（CRST）方法論ペーパー	この方法論ペーパーは、業界全体で2024年のCRSTを実施する金融機関に対するBNMの期待について説明したものである。CRSTは、金融機関が気候リスクの定量化を実践的に経験し、既存のリスク管理戦略を改良し、気候関連リスク評価に関連する新たなストレステスト手法を模索できるようにすることを狙いとしたものである。 BNMはその後、2024年6月に要求事項に若干の変更を加えたうえでCRST方法論ペーパーバージョン2.0を公表した。	L & N （金融機関）	2024年2月	- （NGFS）
E	M	BNMによる、気候リスク管理およびシナリオ分析に関する方針文書	この方針文書は、金融機関が金融セクターの気候関連リスクへの対応力を高め、低炭素経済への公正かつ秩序ある移行を促進するための気候リスク管理とシナリオ分析に関する原則と要件を提示している。	L & N （金融機関）	2022年11月	TCFD
G E S	M	改正サステナビリティ報告フレームワークに関連した、ブルサ・マレーシアのメイン市場上場要件（メインLR）の改正	ブルサ・マレーシアは、上場発行体のサステナビリティの実践と開示の高度化を目的として、改正サステナビリティ報告要件をメイン市場上場要件（メインLR）において公表した。これはTCFD提言に沿った気候変動関連開示を含んでいる。	L	2022年9月	TCFD GRI
G E S	M	改正サステナビリティ報告フレームワークに関連した、ブルサ・マレーシアのACE市場上場要件（ACE LR）の改正	ACE市場上場企業向けのサステナビリティ報告要件も、メイン市場の要件と整合するよう強化された。 ACE市場上場企業は、現在、気候変動報告について、低炭素経済に移行するための基本計画（「移行計画」）の開示を義務付けられている。	L	2022年9月	GRI
G E S	M	ブルサ・マレーシア サステナビリティ報告ガイドおよびツールキット（第3版）	ブルサ・マレーシアは、改正サステナビリティ開示要件の公表とともに、更新版サステナビリティ報告ガイド（第3版）、および、上場発行体が改正サステナビリティ開示要件を遵守するうえでのガイダンスを含む、6つの更新版ツールキットも公表した。	L	2022年9月	TCFD GRI
G	M	マレーシア コーポレートガバナンス・コード（MCCG）	2021年更新MCCGは、企業の戦略および経営における取締役会の監督とサステナビリティ検討事項の統合を強化するための、ベストプラクティスとガイダンスを紹介している。	L & N	2021年4月	-

タイプ：必須開示（M）、任意開示（V） 範囲：上場企業（L）、非上場企業（N）

ISSB基準の採用／適用

- 2024年9月、NSRFはISSB IFRS S1号およびS2号の採用を次のように段階的に行うことを提言しました。
 - 2024年12月31日現在、または2024年12月31日以降の上場日時点の時価総額が20億リンギット以上のメイン市場上場発行体：2025年1月1日以降。
 - その他のメイン市場上場発行体：2026年1月1日以降。
 - ACE市場上場発行体および非上場企業（年間売上高20億リンギット以上）：2027年1月1日以降。

保証

- 2022年9月、ブルサ・マレーシアは、サステナビリティ報告書（Sustainability Statement）が内部監査人による内部審査を受けたか、または独立機関による保証を受けたかを示す保証報告書（Statement of Assurance）の開示をすべての上場発行体に義務付けました。
- 2024年9月、NSRFは、スコープ1およびスコープ2のGHG排出量に関する合理的保証の要件を次のように定めました。
 - 2024年12月31日現在、または2024年12月31日以降の上場日時点の時価総額が20億リンギット以上のメイン市場上場発行体：2027年1月1日以降。
 - その他のメイン市場上場発行体：2028年1月1日以降。
 - ACE市場上場発行体および非上場企業（年間売上高20億リンギット以上）：2029年1月1日以降。
- 保証業務は、マレーシア会計士協会（MIA）が採用する保証基準に従って実施される予定です。

注

- 改正サステナビリティ報告フレームワークに関連する、ブルサ・マレーシア証券取引所ベルハド メイン市場上場要件（メインLR）の実施には移行期間があります。メイン市場上場企業は改正サステナビリティ開示を段階的導入により採用します。所定のサステナビリティ情報の開示は2023年12月31日以降に終了する会計年度から適用され、2025年12月31日以降に終了する会計年度からTCFD提言に沿った情報開示に移行します。
- 改正サステナビリティ報告フレームワークに関連する、ブルサ・マレーシア証券取引所ベルハド ACE市場上場要件（ACE LR）の実施には移行期間があります。ACE市場上場企業は改正サステナビリティ開示を段階的導入により採用します。所定のサステナビリティ情報の開示は2024年12月31日以降に終了する会計年度から適用され、2026年12月31日以降に終了する会計年度の基本移行計画の開示をもってプロセスは終了します。

用語集

- ACSR (Advisory Committee on Sustainability Reporting)：サステナビリティ報告アドバイザー委員会
- BNM (Bank Negara Malaysia)：マレーシア国立銀行



ニュージーランド

ニュージーランドにおいて義務付けられているサステナビリティ報告は、主として、2022年後半から2023年初頭にかけて発効したアオテアロア・ニュージーランド気候基準（Aotearoa New Zealand Climate Standards）およびカーボンニュートラル政府プログラム（Carbon Neutral Government Program）によって決定され、気候関連事項に限定されています。ニュージーランドの基準設定者は、より広範なESG問題について拘束力のないガイダンスを発行する権限を有していますが、このことは、現在、優先事項とされていません。上場企業は、ニュージーランド証券取引所が発行するESGガイダンスを参照することができます。



Sanel
Tomlinson

KPMGニュージーランド
サステナブルバリュー
パートナー

2017年12月



ニュージーランド証券取引所（NZX）
コーポレートガバナンス・コード ESG
ガイダンスノート
（2023年更新）

2020年12月



カーボンニュートラル
政府プログラム

2021年10月



2021年金融セクター
改正法 可決

2022年12月



ニュージーランド気候
基準 CS1, 2 および 3

ニュージーランド

ESG	タイプ	名称	詳細	範囲	発効	参照
E	M	気候関連開示の記録保管に関する金融市場局（Financial Markets Authority）ガイダンス	規制当局は、気候報告書が関連法規制に準拠している証拠として適切な記録を作成・保管・維持するための原則と期待事項を定めている。	L & N （金融機関）	2023年 10月	-
E	M	アオテアロア・ニュージーランド気候基準（NZ CS1, 2, 3）	ニュージーランド金融市場報告事業体のうち最大手の約200社（気候報告事業体（CREs））は、2023年1月1日から本基準に照らした報告を開始。本基準はTCFD提言を参照している。	L & N （金融機関）	2023年 1月	TCFD
E	M	財務諸表上の気候関連開示監督への金融市場局のアプローチ	規制当局は、2023年から2026年の関心分野には、気候変動に対する事業体の評価とその財務諸表への影響、さらに、財務諸表外で提供されている気候変動関連情報と財務諸表との整合性を含む、と発表した。	L & N （金融機関）	2023年 6月	-
E	M	カーボンニュートラル政府プログラム	このプログラムは、公的部門における排出量削減を加速させることを狙いとして策定された。参加事業体は、(1) 排出量の年次での測定、検証、報告、(2) 削減目標と計画の設定、(3) 組織の排出量削減計画の導入、(4) カーボンニュートラルを達成するため、2025年から残存総排出量の相殺を行う。	N （政府 事業体）	2022年 12月	-
G E S	M	NZXコーポレートガバナンス・コード－更新版ガイダンスノート	NZXは、コーポレートガバナンス・コードに沿うようESGガイダンスノート（2017年）を更新した。上場企業は「コンプライ・オア・エクスプレイン」ベースで、ESG開示を年次報告に含めるか、年次報告とリンクさせなければならない。	L	2023年 4月	証券取引所
E	M	金融セクター（気候関連開示およびその他事項）改正法（改正法）	政府は改正法を公表し、一部大手金融市場参加者に気候関連開示を義務付けた。これは2023年1月発効のアオテアロア・ニュージーランド気候基準へとつながった。	L & N （金融機関）	2021年 10月	-

タイプ：必須開示（M）、任意開示（V） 範囲：上場企業（L）、非上場企業（N）

ISSB基準の採用／適用

- ニュージーランドの気候基準は、2023年12月31日以降に終了する会計年度から発効しました。この気候基準はTCFD提言を参照しているため、基本原則はISSB基準と類似しています。しかし、今のところ、ニュージーランドではISSB基準を採用する予定はありません。ニュージーランド基準とISSB基準の相違点については、ニュージーランドの基準設定者によって要約されています。

保証

- 気候報告制度の対象となる事業体は、2024年10月28日以降に終了する報告期間のGHG排出量開示に関する保証の取得を義務付けられています。ニュージーランドの基準設定者は、倫理、品質管理および報告要件を含む暫定的な保証基準を2023年8月に公表し、企業がISAE 3410もしくはISO 14064-3:2019のいずれかを適用できるようにしました。企業は、規制で義務付けられているよりも高いレベルの保証や、気候報告書の他の箇所に対する保証を自主的に取得できます。
- カーボンニュートラル政府プログラムの下で報告を求められる事業体は、ISAE 3410もしくはISO 14064-3:2019に従ったGHG排出インベントリに対する独立した保証を求めなければなりません。合理的保証と限定的保証の双方が認められていますが、実務上可能な場合は合理的保証が推奨されています。

用語集

- NZX (New Zealand’s Exchange)：ニュージーランド証券取引所



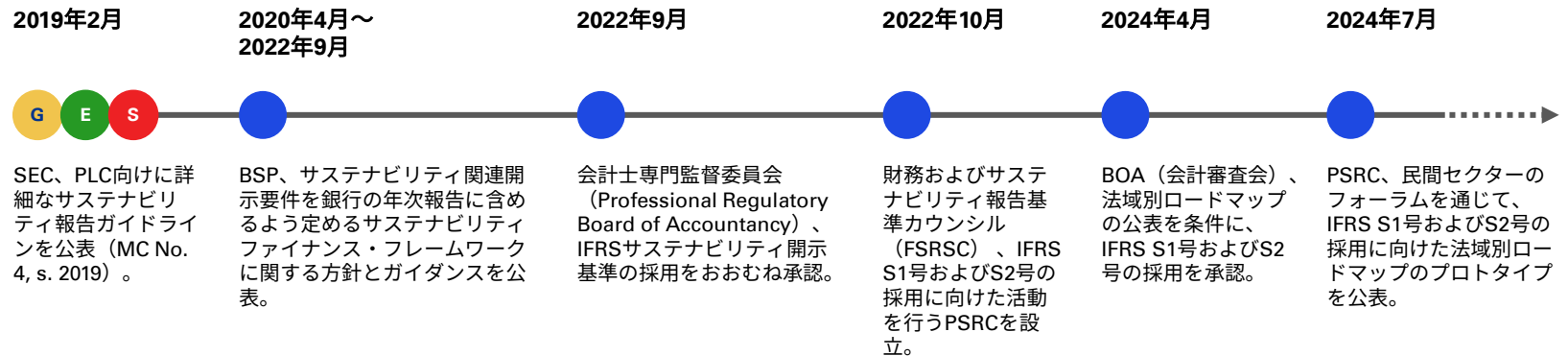
フィリピン

近年、フィリピンではESG報告の著しい発展が見られました。証券取引委員会（SEC）覚書（Memorandum Circular）第4号（2019年）は、上場企業にサステナビリティに関する報告を求める重要なマイルストーンでした。この回状（Circular）は企業の開放性を高める地ならしとなりました。さらに、フィリピン中央銀行（BSP）回状第1085号は、銀行に環境および社会的（E&S）リスクを管理し、サステナビリティを報告に組み入れることを求める、サステナビリティファイナンス・フレームワークを設定しました。フィリピンサステナビリティ報告委員会（PSRC）の創設およびIFRSサステナビリティ開示基準の採用に向けた協力は、グローバルなベストプラクティスの遵守へのコミットメントを示しています。今後、持続可能な開発をサポートする、より堅固な規制の策定が続くことが予想されるため、フィリピンにおけるESG報告の見通しは明るいと思われます。



Kristine Aguirre

KPMGフィリピン
ESGリード
パートナー



ESG	タイプ	名称	詳細	範囲	発効	参照
G E S	M	コーポレートガバナンス・コード	コーポレートガバナンス・コードは、コーポレートガバナンス基準を地域やグローバルのそれらと同等レベルまで引き上げることを目的としており、上場企業（PLC）、公開企業（PC）、登録発行体（RI）および保険委員会（IC）の規制対象企業に適用される。 同コードは、非財務およびサステナビリティ報告手段を紹介しており、「コンプライ・オア・エクスプレイン」アプローチに基づいて、企業に非財務情報の開示について明確かつ焦点を絞った方針を持つことを要請している。コードの遵守ないし不遵守の開示を促すため、年次コーポレートガバナンス報告の提出が求められている。 SECも別途、PLC向けに経済、環境および社会的開示に焦点を当てたサステナビリティ報告ガイドラインを公表した（以下参照）。	L & N	多様	-
E S	M	上場企業向けサステナビリティ報告ガイドライン	SECは、フィリピンの上場企業によるサステナビリティ報告に関するガイドラインを提供する覚書回覧第4号（2019年）を2019年2月に公表した。この回覧は、「コンプライ・オア・エクスプレイン」アプローチでガイドラインを適用し、年次サステナビリティ報告を提出することを求めている。 本ガイドラインは、PLCが組織の経済、環境、社会面にわたる非財務実績を評価、管理することを支援し、国内政策やプログラムだけでなく、国連の持続可能な開発目標などの世界的なサステナビリティ目標の達成に向けた貢献を測定し、管理できるようにすることを目的としている。	L	2019年 年次 報告	証券 取引所
E S	M	銀行向けサステナブルファイナンス・フレームワーク	BSPの通貨委員会（Monetary Board）は、銀行の戦略目標や経営だけでなく、コーポレートガバナンスおよびリスク管理フレームワークにおける環境および社会（E&S）リスク領域を含む、サステナビリティ原則の統合に関するBSPの期待を定めたサステナビリティファイナンス・ポリシー・フレームワークを承認した。 これにより、銀行は、年次報告で一定の、一般的なESG関連開示を行うことが求められる。この要件はBSP回状第1085号（2020年）により発表され、発効から3年後に完全遵守が求められる。さらに回状第1128号（2021年）、回状（Circular Letter）第CL-2022-11、回状第1149号（2022年）、覚書第M-2022-042における方針およびガイダンスにより補足された。	L & N (全銀行)	2020年 5月	-

タイプ：必須開示（M）、任意開示（V）

範囲：上場企業（L）、非上場企業（N）

ISSB基準の採用／適用

- PSRCは、IFRSサステナビリティ開示基準の現地利用のための評価や、それらの解釈とガイダンスを提供するために、FSRSCにより設立されました。PSRCは18のメンバー組織で構成されており、サステナビリティ開示基準やサステナビリティ報告に関連した規制案の公開草案にコメントすることを責務としています。
- PSRCとFSRSCの是認を受け、BOAは、2024年4月、法域別ロードマップの公表を条件として、IFRS S1号およびS2号の採用を承認しました。PSRCは2024年7月、民間セクターのフォーラムを通じて、以下の提案を含む法域ロードマップのプロトタイプを公表しました。
 - 上場企業、総合銀行、商業銀行：2025年までの年次報告義務の開始。
 - 売上高が100～150億フィリピンペソ以上の大企業、およびその他の銀行：2027年までの年次報告義務の開始。
 - さらに1年間のスコープ3のGHG排出量開示の免除を伴う、ISSB基準に定める経過的な救済措置（transition relief）の採用。
- 最終化された場合、これは規制当局による採択を条件として、規制当局に対するBOAの正式提言となります。

保証

- 現在、公表済みサステナビリティ報告書に関する現地規制当局による保証要求はありません。

用語集

- BSP (Bangko Sentral ng Pilipinas)：フィリピン中央銀行
- FSRSC (Financial and Sustainability Reporting Standards Council)：財務およびサステナビリティ報告基準カOUNシル
- PSRC (Philippine Sustainability Reporting Committee)：フィリピンサステナビリティ報告委員会
- SEC (Securities and Exchange Commission)：証券取引委員会
- BOA (Professional Regulatory Board of Accountancy)：会計審査会



シンガポール

シンガポール証券取引所（SGX）が2021年に発表した「上場企業向けサステナビリティ報告」は、シンガポールのESG報告にとって重要なマイルストーンとなりました。最も注目されるのは、上場企業に詳細な報告要件を課し、報告に用いるべきベストプラクティス・テンプレートとして明確にTCFD提言を参照している点で、サステナビリティ報告に関するグローバル基準へのシンガポールの支持を明確にしました。

これに加え、シンガポールはまた、SGXと会計企業規制庁（ACRA）の共同取組みとして、ISSB基準の現地化と採用を目的とするサステナビリティ報告諮問委員会（SRAC）を設立することで、サステナビリティ報告への標準化されたアプローチ確立への強い熱意を示しました。

2024年、SGXとACRAは、上場発行体と非上場大企業に対し、2025年度（上場企業）から順次ISSB基準に整合した気候関連開示を行うことを求めるSRACの提言を受け入れました。この動きは、グローバルなベストプラクティスに合わせてサステナビリティ報告の透明性と比較可能性を高めるための、シンガポールのコミットメントを示しています。



Cherine Fok

KPMGシンガポール
ESG担当
パートナー



ESG	タイプ	名称	詳細	範囲	発効	参照
G E S	M	サステナビリティ報告要求 (1/2)	SGXは発行体にTCFD提言に基づく気候関連開示の提供を要求している。 ・2022年1月1日以降に開始する事業年度：全発行体（コンプライ・オア・エクスプレインベース） ・2023年1月1日以降に開始する事業年度：（i）金融（ii）農業、食料、林産物、（iii）エネルギー産業の発行体について義務化 ・2024年1月1日以降に開始する事業年度：（i）資材、建築、（ii）運輸産業の発行体について義務化	L	2022年1月以降	TCFD証券取引所
G E S	V	サステナビリティ報告要求 (2/2)	SGXは、発行体間の一貫性を促進すべく、27のコアESG指標の共通セットを公表することにより開示要求を補完した。 この指標は強制ではなく、事業体が開示に組み入れる際の任意の参考基準として用いられる。 SGXは、発行体はコアESG指標に限定されずに、報告された指標の関連性と網羅性を確保するため、マテリアリティ評価を行うべきである、と特に言及している。	L	2022年1月以降	TCFD証券取引所
G E	V	環境リスク管理ガイドライン（銀行、資産運用会社および保険会社向け）（MAS）	シンガポール金融管理局（MAS）は、全銀行、資産運用会社および保険会社により遵守されるべき環境リスク管理手続きに関し、その期待を記載したガイドラインを公表している。 これらのガイドラインは、ガバナンス・戦略、リスク管理、環境リスク情報の開示に対応し、TCFD提言をベストプラクティスの例として参照している。	L & N（金融機関）	2022年6月	TCFD
E	M	ISSB報告要求	ACRAとSGXは、上場発行体と非上場大企業に、ISSB基準と整合した気候関連開示の提供、ならびにスコープ1およびスコープ2温室効果ガス排出量に対する外部の限定的保証の取得を要求している。	L & N（非上場大企業）	L：2025年1月以降 N：2027年1月以降	ISSB（ACRAおよびSGX Regco）

タイプ：必須開示（M）、任意開示（V） 範囲：上場企業（L）、非上場企業（N）

ISSB基準の採用／適用

- SGXとACRAは、ロードマップを作成し、ISSB基準をシンガポールで導入する際の意見を提供するため、SRACを設立しました。
- 推奨ロードマップは2024年2月に見直しのうえ承認されました。上場発行体と非上場大企業は、今後5年間で、ISSBに整合した気候リスク開示、ならびにスコープ1およびスコープ2温室効果ガス（GHG）排出量に関する外部の限定的保証の取得を段階的に行うことを要求されています。
- SGXは、上場発行体に関する提言を実施するための詳細な上場規則の改正に関するパブリックコンサルテーションを実施し、終了しました。現在、結論について検討がなされています。

保証

- 現在のところ義務付けられていません。
 - スコープ1およびスコープ2GHG排出量に関する限定的保証
 - 2027年度：上場発行体
 - 2029年度：免除されない限り、売上高10億ドル超、総資産5億ドル超の非上場企業*
- * 以下に該当する場合、非上場企業は免除されることがあります。
・その親会社が、ISSB基準に整合した現地報告基準もしくは同等の基準を用いて、気候関連開示（CRD）を報告する場合。
・その親会社が、2027～2029年度（両年度を含む）に、他の国際基準やフレームワークを用いてCRDを報告する場合。

注

- 炭素税：シンガポールの炭素税は以下の税率で設定されています。
 - 2019年から2023年：5シンガポールドル／CO₂換算1トン当たり
 - 2024年から2025年：25シンガポールドル／CO₂換算1トン当たり
 - 2026年から2027年：45シンガポールドル／CO₂換算1トン当たり
- この税は、以下に記載する、一部の施設とサブセクターに適用されます。
 - 製造と製造関連サービス
 - 電力、ガス、蒸気、圧縮空気および空調用の冷却水の供給
 - 上下水道供給と廃棄物管理
- シンガポールの野心的目標は、2030年までに、炭素税をCO₂換算1トン当たり50～80シンガポールドルに到達するよう、さらに引き上げることです。
- 炭素税は、GHGを年間25,000 CO₂換算トン以上直接排出する施設に課されます。

用語集

- SGX (Singapore Exchange)：シンガポール証券取引所
- SRAC (Sustainability Reporting Advisory Committee)：サステナビリティ報告諮問委員会
- ACRA (Accounting and Corporate Regulatory Authority)：会計企業規制庁



韓国

この10年間に、韓国におけるサステナビリティ報告は、ESGを取り巻く世界的な機運に後押しされ、特に上場企業の間で、自主的な開示慣行として顕著に増加しました。2019年に政府は、韓国特有のガバナンス構造を考慮し、2兆ウォン以上の資産を持つ上場企業に対し、透明性を高めるためにコーポレートガバナンス報告を行うことを義務付けました。この義務は、2026年までに段階的に全上場企業に拡大される予定です。

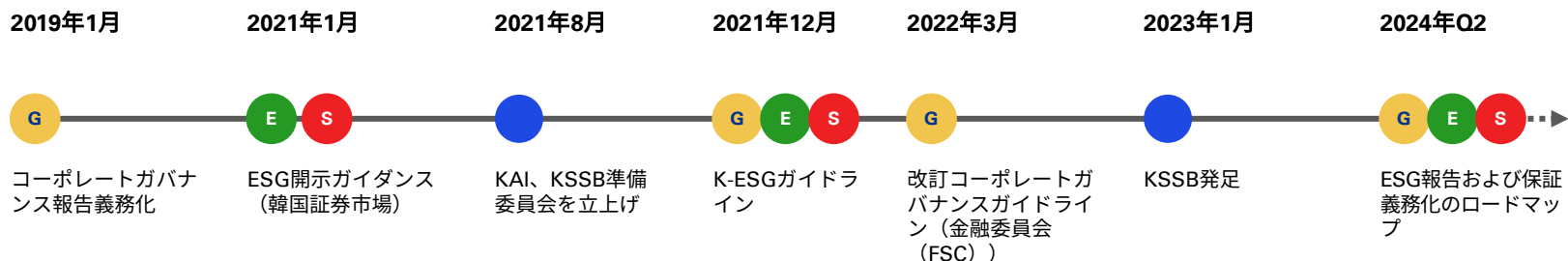
ESG報告を支援し、準備の負担を軽減するため、政府は、K-ESGガイダンスやESG開示ガイダンスなどの現地ESGガイドラインを導入しました。しかし、IFRSサステナビリティ基準、米国SEC気候関連規則、CSRD下の欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）といった主要なグローバル報告基準の導入を受けて、韓国は2023年に、韓国会計基準院（KAI）内に韓国サステナビリティ基準審議会（KSSB）を設置しました。この動きは、IFRS S1号およびS2号の採用を目指したものです。KSSB基準の草案が2024年4月に公表されており、本年末までに最終化される見込みです。

こうした動きを踏まえると、韓国政府が、サステナビリティ報告および保証の義務化の計画をまとめたロードマップを2024年12月までに発表することが予想されます。前回の発表によれば、その段階的な実施は2026年もしくはそれ以降に、一定の資産規模を有する上場企業を対象に開始され、2030年までに全上場企業に全面的に適用される見込みです。



**Jeong Hwan
Hwang**

KPMG韓国
ESGセンター・オブ・エクセレンス
KPMGアジア太平洋地域
ESG報告リーダー
パートナー



ESG	タイプ	名称	詳細	範囲	発効	参照
G	M	コーポレートガバナンス報告の義務化と改訂ガイドライン	韓国証券取引所は、2019年から、韓国総合株価指数（KOSPI）株式市場に上場する総資産2兆ウォン以上の企業に年次コーポレートガバナンス報告の開示を義務付けている。2022年、この要件を全上場企業に拡大する改訂が行われ、2026年から発効する予定。	L	2019年1月	証券取引所
E S	V	ESG開示ガイダンス	韓国証券取引所（KRX）は、サステナビリティ報告を作成する企業を支援すべく、「ESG開示ガイダンス」を公表した。これには、ESG報告の作成や、EとSに関連する25の主要トピックスに関する実務ガイダンスが含まれている。	L	2021年1月	証券取引所
G E S	V	K-ESGガイドライン	韓国産業通商資源部（The Ministry of Trade, Industry, and Energy of South Korea）は「K-ESGガイドライン」を公表した。このガイドラインは、ESG管理の重要要素を概説することを目的としている。	L & N	2021年12月	-
G E S	M	FSCからの発表	2026年以降、資産2兆ウォン以上のKOSPI上場企業にはESG報告の公表が義務付けられる。この要件は2030年にすべてのKOSPI上場企業に拡大される予定。	L	未定	ISSB SASB (KSSB)
G E S	M & V	KSSB基準案	KSSBは、ISSB基準に基づくサステナビリティ基準案を公表した。これは、3つの基準——No.1一般的な要求事項（S1号）、No.2気候（S2号）、No.101政策目的の要求事項——から構成されている。No.2気候は必須であり、残りの2つの基準は任意である。	L	未定	ISSB SASB (KSSB)

タイプ：必須開示（M）、任意開示（V） 範囲：上場企業（L）、非上場企業（N）

ISSB基準の採用／適用

- 2021年、ISSB基準導入に向けたKSSB準備委員会が、韓国会計基準審議会（Korea Accounting Standard Board）と並んでKAI内に設立されました。KSSBは2023年1月に正式に設立され、KSSB基準の制定を開始しました。2023年6月のISSB基準の公表に伴い、KSSB基準草案が2024年4月に公表されました。ISSB基準ベースのKSSB基準がESG報告基準として採用されることが予想されています。

保証

- 韓国政府は、義務化されたESG報告と保証を同時に導入する可能性があります。市場は保証が限定的保証になることを想定しています。

注

- 韓国には義務付けられたTCFD報告規制はありません。
- 現時点では、報告を後押ししている主な要因は、CSRDのような他の法域の規制とEUのサプライチェーンの一部となっている企業です。
- 韓国にはESRSを採用する計画がないため、ESRS報告規制也没有ありません。しかし、EU法域内で事業を行い、ESRSの適用を受ける一部韓国企業は、ESRSに対応するためのESRS報告システムを準備しています。
- 韓国には米国SEC気候関連規則を採用する計画はありません。SECに上場している少数の韓国企業はこの規則に関心を持っており、IFRS S2号と併せ、要求事項を開示するために、この規則の導入に向け外部アドバイザーと協働しています。
- 保証については、ESG報告の義務化にあわせて、限定的保証が義務化される見込みです。

用語集

- FSC (Financial Services Commission)：金融委員会
- KAI (Korea Accounting Institute)：韓国会計基準院
- KOSPI (Korea Composite Stock Price Index)：韓国総合株価指数
- KSSB (Korea Sustainability Standards Board)：韓国サステナビリティ基準審議会



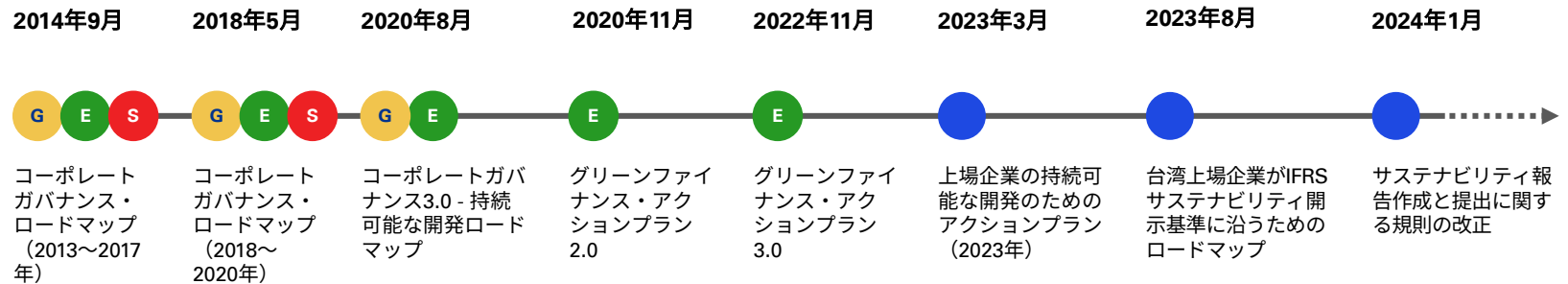
台湾

2014年9月、台湾金融監督管理委員会（FSC）は、食品、金融、化学産業の上場企業、年間の食品・飲料の売上高が総売上高の50%以上を占める上場企業、および、払込資本が100億台湾元を超える上場企業に対し、企業の社会的責任（CSR）報告を作成、公表することを義務付けると発表しました。食品会社および売上高の50%が食品・飲料からもたらされる上場企業に対しては、公認会計士による第三者保証が義務付けられました。本開示はGRI基準を参照する必要があります。2021年12月に、「CSR報告」は「サステナビリティ報告」と改称され、新たな要求事項が公表されました。台湾証券取引所（TWSE）およびタイペイエクスチェンジ（TPEx）は上場企業の適用範囲を拡大し、現在は、払込資本が20億台湾元以上50億台湾元未満の上場企業にも、2023年からサステナビリティ報告を作成するよう求めています。同時に、化学、金融、保険業界の企業も、2022年から公認会計士による第三者保証の提供が必要となりました。加えて、2023年からは、サステナビリティ報告においてSASB基準やTCFD提言を参照した開示を行うことも義務化される予定です。2023年8月、FSCは、台湾の上場企業がIFRSサステナビリティ開示基準に沿うためのロードマップを公表しました。払込資本100億台湾元以上の上場企業から資本規模に応じて段階的に実施され、2026会計年度の情報を2027年に報告することが必要となります。2029年までに、すべての上場企業はその年次報告において、IFRSサステナビリティ開示基準に整合したサステナビリティ情報を公表することが求められます。2024年1月、払込資本が20億台湾元未満の上場企業についても、2025年からサステナビリティ報告を作成すべきと規定されました。当該報告においては、産業固有の情報を開示するため、SASB基準を参照することが推奨されています。



Sam Lin

KPMG台湾
KPMGサステナビリティコンサルティング
パートナー



ESG	タイプ	名称	詳細	範囲	発効	参照
E	M	年次報告における気候変動関連情報の開示要求	2024年から、(TCFD提言を参照した) 気候情報の開示が、TWSEおよびTPExの上場企業に全面適用される。 温室効果ガス関連の気候情報については、2024年から、スコープ1および2のインベントリの開示と確認の義務化が、資本規模と業種に応じて段階的に実施される。すべての上場企業は、温室効果ガスのインベントリを2027年までに、その検証を2029年までに完了する必要がある。	L	2024年1月	TCFD
G E S	M	サステナビリティ報告作成と提出に関する規則	TWSEもしくはTPEx規則第2条の要件を満たす上場企業は、2013年度からGRI基準を参照して企業の社会的責任（CSR）報告を作成し、2014年に報告しなければならない。2021年12月、「CSR報告」は「サステナビリティ報告」に改称された。2023年から、サステナビリティ報告にはSASB基準やTCFD提言に基づいた開示を含めなければならない。2024年1月、払込資本20億台湾元未満の上場／OTC（店頭登録）企業については、2025年からサステナビリティ報告を作成することが義務付けられ、業種別開示にはSASB基準を使用することが推奨された。	L	2022年9月	TCFD SASB GRI
E	M	保険会社向け気候リスク開示ガイドライン	FSCは、保険会社向けに気候リスク開示に関するガイドラインを公表した。 FSCは、気候関連財務開示に関するガイドラインを策定するためのフレームワークとしてTCFD提言を参照している。	L & N (保険会社)	2023年6月	TCFD
E	M	国内銀行向け気候リスク開示ガイドライン	FSCは、国内銀行向けに気候リスク開示に関するガイドラインを公表した。 FSCは、気候関連財務開示に関するガイドラインを策定するためのフレームワークとしてTCFD提言を参照している。	L & N (銀行)	2023年6月	TCFD
	V	台湾のサステナブルタクソノミー	このタクソノミーは、企業の主たる経済活動がタクソノミーに準拠しているかどうかについて、自主的開示を奨励することを目的としている。 また、金融機関は投資や融資の可能性を評価する際にタクソノミーを参照し、企業と積極的に対話することが奨励されている。	L	2022年12月	-

タイプ：必須開示（M）、任意開示（V） 範囲：上場企業（L）、非上場企業（N）

ISSB基準の採用／適用

- 2023年8月17日、FSCは、台湾上場企業がIFRSサステナビリティ開示基準に沿うためのロードマップを公表しました。
- 主なポイントは以下のとおりです。
 - アライメントアプローチ：FSCはISSB基準を採用する予定で、FSCの是認後に発効します。
 - 適用対象事業体とタイムライン：FSCは、2026年度から採用のための段階的アプローチをとります。
 - フェーズI：大型資本（資本金100億台湾元以上）の上場企業は、2026年度の情報を取りまとめ、2027年に報告する必要があります。
 - フェーズII：資本金50億台湾元以上100億台湾元未満の上場企業は、2027年度の情報を取りまとめ、2028年に報告する必要があります。
 - フェーズIII：その他上場企業は、2028年度の情報を取りまとめ、2029年に報告する必要があります。
- 開示場所と時期：FSCは、「公開企業（Public companies）の年次報告書に公表される情報に関する規制」を改正し、年次報告書においてISSB基準に準拠したサステナビリティ情報を開示し、財務諸表と同時にそのサステナビリティ情報を公表することを義務付けます。
- 開示内容：上場企業のサステナビリティ関連情報の開示能力の差を考慮し、FSCはISSB基準の採用準備や経過的な救済措置の利用に関する柔軟な対応を決定しました（例えば、初年度は気候課題のみ考慮、適用開始年度のスコープ3温室効果ガス排出量開示および比較情報開示の一時的免除、FSCにより定められた温室効果ガス排出量測定方法とは異なる方法、など）。

保証

- 食品、化学、および金融業界の一部のサステナブル指標の義務化。
- GHG報告（スコープ1およびスコープ2）に関する保証義務が、2024年から2029年にかけて段階的に導入される予定です。

用語集

- FSC (Financial Supervisory Commission)：金融監督管理委員会
- TPEx (Taipei Exchange)：タイペイエクステンジェ
- TWSE (Taiwan Stock Exchange Corporation)：台湾証券取引所

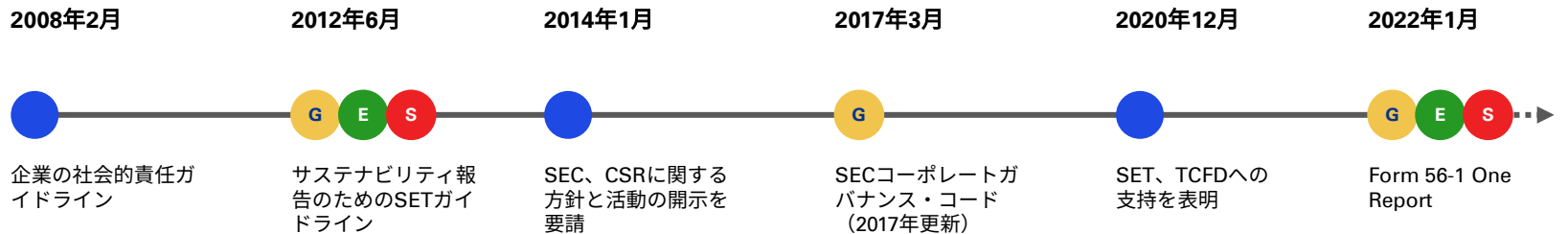


Natthaphong
Tantichattanont

KPMGタイ
ESGヘッド
監査パートナー

タイ

タイにおけるサステナビリティ報告は、2008年から始まり現在に至るまで、証券取引委員会（SEC）およびタイ証券取引所（SET）により継続的に支援されてきました。報告の進化は、過去のガバナンスの視点（記述的ガイドライン）から始まり、2022年には、Form 56-1 One Report施行により、測定可能な影響の報告がより求められるようになり、徐々に企業のサステナビリティ活動の影響に焦点を当てたものとなってきています。さらに、ISSBは最近、証券監督者国際機構（IOSCO）の強力な支援によりIFRS S1号およびS2号を制定したため、タイの企業は、タイSECからのサステナビリティ報告の施行に関する今後の発表を注視する必要があります。



ESG	タイプ	名称	詳細	範囲	発効	参照
	V	企業の社会的責任ガイドライン	タイ証券取引所（SET）は、事業プロセス外の社会的責任である寄付やボランティア（事業プロセス後のCSR（CSR-after-process））に加えて、事業プロセスでのCSR（CSR-in-process）を重視するよう、義務付けられた年次報告におけるCSR開示の方向性を調整した。	L	2008年 2月	GRI
G E S	V	サステナビリティ報告のためのガイドライン（SET）	SETは、GRIフレームワークに従い、2012年に初めて「サステナビリティ報告のためのガイドライン」を公表した。その後SETは、上場企業がサステナビリティ報告プロセスをより明確に理解できるよう、「ビジネスサステナビリティ報告ガイドライン」を2017年に公表した。 （このガイドラインは随時更新され、現在も継続中）	L	2012年 6月	GRI
G	V	コーポレートガバナンス・コード（SEC）	コーポレートガバナンス・コードは、タイ証券取引所により公表された、「上場企業のための優れたコーポレートガバナンスの原則2012」を基に策定された。その内容のほとんどは、各事業プロセスにおける取締役会の義務という文脈に沿うよう、順番と表示について一部調整したうえで採用された。変化した考え方や要素をカバーする、新たな内容も一部加えられた。 その目標は、上場企業の取締役会が、コーポレートガバナンス・コードを優れたコーポレートガバナンス・メカニズムを構築するためのガイドラインとして利用できるようにすることであった。	L	2017年 3月 （最新更新）	-
G E S	M	56-1 One Report	SECは、新たな開示慣行を56-1 One Reportとして施行した。「企業の社会的責任」のトピックを「サステナビリティに向けた事業推進」に変更し、事業プロセスに含まれるサステナビリティ情報の開示だけでなく、サステナビリティのための事業経営に関する行動も反映させた。 これにより、企業の事業プロセスにおける環境、社会、ガバナンス情報の開示が強化される。 企業は、サステナビリティ管理方針、バリューチェーン・ステークホルダーへの影響を管理するサステナビリティ管理目標、環境サステナビリティ管理、社会的側面におけるサステナビリティ管理の概要を開示しなければならない。 SECのサステナビリティ開示ガイドも、GRIなどのサステナビリティ基準に基づいている。	L	2022年 1月	GRI

タイプ：必須開示（M）、任意開示（V） 範囲：上場企業（L）、非上場企業（N）

ISSB基準の採用／適用

- タイ国会計職連盟（The Federation of Accounting Professions Under The Royal Patronage of His Majesty The King）は、サステナビリティに関連する財務開示の2つのドラフトガイドラインー全般的開示（TFRS S1号）および気候開示（TFRS S2号）ーを制定しました。これら2つの草案はIFRSサステナビリティ開示のガイドラインに沿っており、ISSB基準の最終版により変更される可能性があります。
- SECとSETは、IFRS基準を採用することによる開示実務の改善に取り組んでいます。現在、SECとSETはサステナビリティ報告に関するガイドラインと基準を更新中です。

保証

- タイの上場企業は、スコープ1およびスコープ2GHG排出量の開示に関して認証（certification）を得ることを要求されています。

- 注
- タイの上場企業は、サステナビリティ報告書の形でサステナビリティ実績を自主的に報告することが可能です。
 - SETは、GRI基準およびSDGsに沿った自主的なサステナビリティ報告ガイドおよびESG指標を制定しました。
 - 2020年12月30日、SECはTCFDへの支持を表明しました。意識を高め、事業セクターが国際基準に合った開示情報だけでなく、事業経営戦略やリスク管理にも気候リスク要素を組み入れることを奨励するよう、SECはTCFDへの支持を正式に表明しました。2018年に開始した国家20年戦略および国連の持続可能な開発目標に沿って、タイの資本市場が持続可能な開発に向けて向上する助けとなりました。
 - 気候変動法（Climate Change Act）（草案）：気候変動法（草案）は、温室効果ガス排出の少ない持続可能な経済へのタイの移行を支援するために必要不可欠な指令を概説し、定義することをその目的としています。この法律は、国家気候変動基金（National Climate Change Fund）の設立に加えて、タイ排出量取引制度（ETS）、炭素税、カーボン・クレジット制度を含むさまざまなカーボンプライシングメカニズムを導入しています。さらに、この法案は、気候変動への適応、グリーンタクソノミーの導入、強制的な温室効果ガス報告に関する規定を設けることを義務付けています。この法律は2025年から2026年の間に公表されることが想定されています。

- 用語集
- SEC (Securities and Exchange Commission)：証券取引委員会
 - SET (Stock Exchange of Thailand)：タイ証券取引所



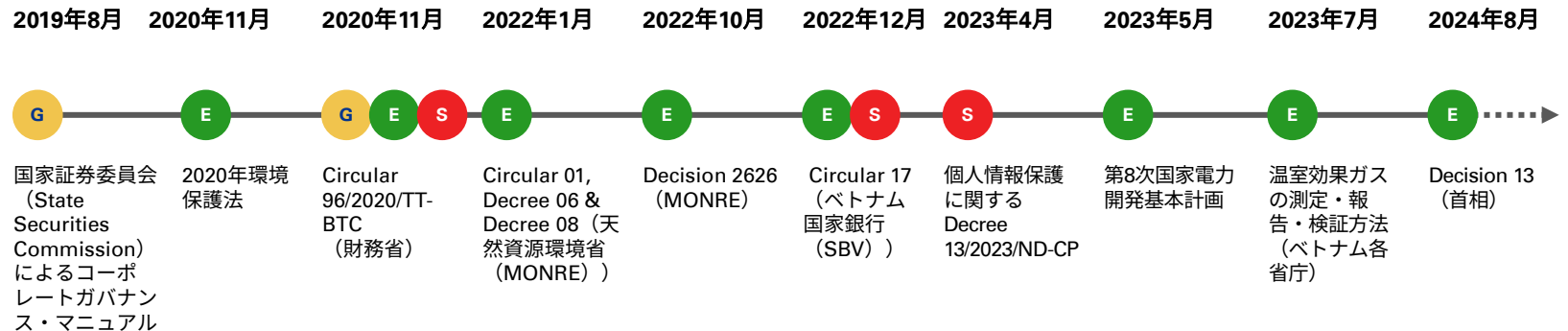
ベトナム

ベトナムは、政府の取組みと企業の意識向上に後押しされ、ESG実践の推進において著しい進展を遂げています。2050年までにネットゼロを達成するというCOP26における首相のコミットメントは、気候変動に取り組むベトナムの決意を明確に示すものです。環境保護、排出量監視、ESG開示における重要な法制化の進展は、サステナビリティに対するベトナムの熱心な取組みをさらに示しています。透明性に対するステークホルダーの要求の高まりに後押しされ、ガバナンスが企業の焦点として浮上してきましたが、規制の不確実性が依然として大きな障害となっています。ESG報告に関する国際基準を採用するための明確な規制がないため、企業の間で大きな混乱が生じており、教育と意識の向上が急務であることが浮き彫りになりました。こうした課題に対処するためには、ベトナムの野心的なサステナビリティ目標の達成に向けた、政府、企業、国民の持続的な連携が必要となります。



Linh Truong

KPMGベトナム
ESGヘッド
リスクコンサルティングヘッド
パートナー



ESG	タイプ	名称	詳細	範囲	発効	参照
E	M	2020年環境保護法（LEP2020）	この法律は、環境の質を改善し、国民の健康を守り、生態系バランスと生物多様性を保全し、持続可能な経済発展を目指すことを目標にしている。	L & N	2022年1月	-
E	M	Circular 01/2022/TT-BTNMT	このMONREのCircularは、LEP2020の実行に関する詳細なガイダンスと説明を提供している。	L & N	2022年1月	-
E	M	GHG排出およびオゾン層保護に関する Decree 06/2022/ND-CP	このDecreeは、適用対象の組織に、GHG排出についての情報や削減策の実施結果など、GHG排出削減成果を報告することを要求している。	L & N	2022年1月	-
E	M	Decree 08/2022/ND-CP	Decree 08は、LEP2020の一部の条文の詳細な説明を提供している。	L & N	2022年1月	-
E	M	Decision 2626/2022/QD-BTNMT	MONREは、温室効果ガスインベントリの排出係数の一覧および報告を記載したDecisionを発表した。	L & N	2022年10月	-
G E S	M	Circular 96/2020/TT-BTC 公開企業と上場企業のコーポレートガバナンスおよび開示に関する規制	財務省（Ministry of Finance）は、証券市場における情報開示に関するガイドラインを提供するCircularを発行した。特に、公開企業および上場会社は、その年次報告書においてESG報告を開示することが必要である。このESG報告には、温室効果ガス排出、エネルギー消費、水消費、環境保護法の遵守状況、従業員に関する方針、地域コミュニティへの責任、投資その他コミュニティ開発活動を含めるべきである。ESG報告にはまた、（取締役会が作成した）会社の環境および社会的責任に関する評価、企業の環境、社会、コミュニティサステナビリティに関する会社の企業目標も含めるべきである。	L	2021年1月	-
E S	M	Circular 17/2022/TT-NHNN	SBVの、金融機関の信用供与活動における環境・社会的リスク管理の実施と報告に関するガイダンス	L & N （金融機関）	2022年12月	-
E S	M	Official Dispatch 9050/NHNN-TD	SBVは、金融機関に、グリーンセクターに対する信用供与活動と、付随する環境・社会的リスクの評価について定期的に報告するよう要請している。	L & N （金融機関）	2017年11月	-
G	V	コーポレートガバナンス・マニュアル	国際金融公社（International Finance Corporation）との協働を通じて国家証券委員会（State Securities Commission）により発行された。本マニュアルは、資本市場と持続可能な経済開発を促進し、OECDによるコーポレートガバナンスのベストプラクティスに関する一連の提言を提供することを目的として発行された。	L	2019年8月	-
G E S	V	Decision 167/2022/QD-TTg	このDecisionは、2022年から2025年の期間中に民間セクターが持続可能性を達成するためのサポートプログラムへの首相の承認に関するものである。	L & N	2022年2月	-
S	M	Decree 13/2023/ND-CP	Decree 13は、サイバー空間を管理する法的枠組みの強化のために政府主導により発行された3番目の法的文書である。この法令は、個人情報処理について、情報保護およびサイバーセキュリティ義務をより詳細に規定している。	L & N	2023年4月	-
E	M	PDP8（第8次国家電力開発基本計画）を承認する Decision No. 500/QD-TTg	2050年を見据えた2021年から2030年の第8次国家電力開発基本計画（PDP8）がDecision No.500/QD-TTgにより承認された。	L & N	2023年5月	-
G E S	V	Decision 1408/QD-NHNN	ベトナム国家銀行は、2021年から2030年の国家グリーン成長戦略（National Strategy for Green Growth）を実施するための銀行部門のアクションプログラムの概要を示すDecisionを発表した。このDecisionにより、ベトナムの金融機関は、サステナビリティ報告を作成・公表し、自らの「グリーン成長」へのコミットメントを発信することを奨励されている。	L & N （金融機関）	2023年7月	-
E	M	Decision 13/2024/QD-TTg	首相は、GHG会計を実施し関係当局への報告を義務付けられている温室効果ガスを排出しているセクターおよび施設の包括的なリストを公布した。このDecisionは、2024年10月1日の発効日以降、Decision 01/2022/QD-TTgに取って代わるものとなる。さらに、このDecisionは、これらの施設に対し、提示されたスケジュールに従って脱炭素化を実施するよう求めている。	L & N	2024年10月	-

タイプ：必須開示（M）、任意開示（V） 範囲：上場企業（L）、非上場企業（N）

ISSB基準の採用／適用

- 2024年初頭に発効したISSB基準（IFRS S1号およびS2号）に関して、最近更新されたベトナムの法律はありません。実際、ベトナムの企業はまだこれらの基準を報告実務に組み込んでいません。
- しかし、ベトナム企業のESG報告において GRI やTCFD のフレームワークがますます重要になるなかで、ISSB基準の採用が見込まれています。ISSBは、IFRS S1号を法域の要求と整合させ、GRIスタンダードと統合して統一された情報ベースラインを確立することにより、報告の合理化を図ることを目指しています。さらに、IFRS S2号にはTCFDの提言やSASB基準の業種別開示要求事項が盛り込まれています。

保証

- 現時点では義務化されていません。

- 注
- 国際的な貿易取引の促進（CBAM（炭素国境調整メカニズム）、カーボン・クレジット）
 - 規制環境の強化
 - 投資家からの圧力

- 用語集
- LEP（Law on Environment Protection）：環境保護法
 - MONRE（Ministry of Natural Resources and the Environment）：天然資源環境省
 - SBV（State Bank of Vietnam）：ベトナム国家銀行

関連レポート



Big shifts, small steps – Survey of Sustainability Reporting 2022

アジア太平洋地域



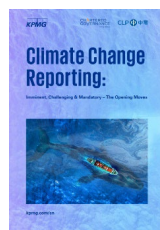
Status of Australian Sustainability Reporting Trends

オーストラリア



Survey of Sustainability Reporting 2022 – China Insights

中国、香港（SAR）



Climate Change Reporting

中国、香港（SAR）



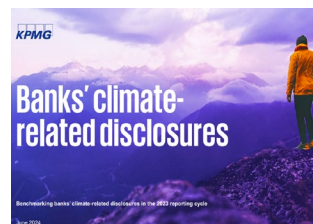
日本の企業報告に関する 調査2023

日本



Big shifts, small steps

日本



Banks' climate-related disclosures

ニュージーランド



Insurers' climate- related disclosures

ニュージーランド



Decarbonisation

シンガポール



Samjong INSIGHT

韓国

問合せ先

オーストラリア

Adrian King

E: avking@kpmg.com.au

Peter Trace

E: ptrace@kpmg.com.au

中国

Patrick Chu

E: patrick.chu@kpmg.com

香港 (SAR)

Irene Chu

E: Irene.chu@kpmg.com

インドネシア

Michael S. Horn

E: Michael.Horn@kpmg.co.id

日本

勢志 恭一

E: Kyoichi.Seishi@jp.kpmg.com

マレーシア

Oy Cheng Phang

E: OYCHENGPHANG@kpmg.com.my

ニュージーランド

Sanel Tomlinson

E: saneltomlinson@kpmg.co.nz

フィリピン

Kristine I Aguirre

E: kiaguirre@kpmg.com

シンガポール

Cherine Fok

E: cherinefok@kpmg.com.sg

韓国

Jeong-Hwan Hwang

E: jeonghwanhwang@kr.kpmg.com

台湾

Sam Lin

E: sam.lin@kpmg.com.tw

タイ

Natthaphong Tantichattanont

E: natthaphong@kpmg.co.th

ベトナム

Hanh Linh, Truong

E: linhtruong@kpmg.com.vn

謝意

Julie Locke

Daina Klunder

Wei Lin

Eddie Ng

Serene Seah-Tan

Irfan Sulaiman Suhaeri

Vivian Suhair

Izzaldin M. Soerono

Vanessa X. Yaputri

Louise Patricia Esmeralda

関口 智和

由田 周大

家弓 新之助

Chai Hong Liu

Jun Yung Ho

Christine Laban

Jeanlyn A. Yanga

Daniel F. Suyom

Famela Angelie P. Allado

Mark Angelo M. Bugarin

Arvin Lemuel A. Yanga

Cherine Fok

Daiane Gracieli Faller

Bekky Lim

Rachel Yee

Wendy Wong

Dong-Seok Derek Lee

Jin-Kwi Kim

Sam Lin

Belinda Lin

Jean Wang

Arwen Hung

Wittawath Khumsath

Chu Thi Linh Chi

Chu Thi Hoang Oanh

平沼 美佳

Christopher Wong

Martin Ho



本冊子は、KPMGインターナショナルが2024年11月に発行した「Evolution of sustainability reporting in Asia Pacific」を、KPMGインターナショナルの許可を得て翻訳したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 Copyright owned by one or more of the KPMG International entities. KPMG International entities provide no services to clients. All rights reserved.

© 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作为による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「ISSB™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。

Document Classification: KPMG Public